

臨床心理分野専門職大学院認証評価
自己点検評価報告書

平成 21 年 6 月

九州大学大学院 人間環境学府 実践臨床心理学専攻

目 次

I	評価対象大学院の現況及び特徴	1
II	専門職大学院の目的	3
III	章ごとの自己点検評価	
	第1章 教育目的	4
	第2章 教育課程	10
	第3章 臨床心理実習	14
	第4章 学生の支援体制	19
	第5章 成績評価及び修了認定	23
	第6章 教育内容及び方法の改善措置	26
	第7章 入学者選抜等	31
	第8章 教員組織	37
	第9章 管理運営等	40
	第10章 施設、設備及び図書館等	47

I 評価対象大学院の現況及び特徴

1 現況

- (1) 名称 九州大学大学院 人間環境学府 実践臨床心理学専攻(専門職学位課程)
- (2) 所在地 〒812-8581 福岡県福岡市東区箱崎6丁目19番1号
- (3) 開設年月 平成17年4月
- (4) 教員数(平成21年5月1日現在)
- | | | | | | |
|----|----|-----|----|------|----|
| 教授 | 5名 | 准教授 | 3名 | 専任講師 | 0名 |
| 助教 | 0名 | その他 | 6名 | | |
- (5) 学生数(平成21年5月1日現在)
- | | |
|------|--------------------|
| 収容定員 | 60名 |
| 在籍者数 | 59名(1年次29名 2年次30名) |

2 特徴

(1) 沿革

本専攻は、九州大学が、わが国最大の臨床心理学の学会である「日本心理臨床学会」第1回大会を開催した経緯を持ち、第一種指定大学院の第1号でもあるという臨床心理分野における教育・研究に積極的かつ先駆的に取り組んできた歴史を基盤に、全国初の臨床心理分野の専門職大学院として、平成17年4月設立された。

(2) 教育の理念・目的における特徴

本専攻では、臨床心理分野の高度専門職業人の養成にあたり、(A)その業界でより高度の知識・技術を持つ指導的な役割を果たすことができる人材を輩出する。(B)アジアをはじめ広く国内外で活躍が期待される人材を輩出するという理念のもと「様々な臨床心理現場との連携を深めつつ、種々の臨床心理現場に即応できる臨床心理分野の高度専門職業人の養成」を目的とし、①医療、教育、福祉、司法・矯正など多岐にわたる臨床心理活動領域に即応できる人材、②生涯発達における様々な心理援助レベルに対応できる人材、③個別・集団レベル、ネットワーク・システムレベルなどいろいろな心理援助の介入レベルで活躍できる人材、④地域及び他分野に根ざしたコラボレーションが可能な人材、の養成を目標としている。

(3) 教育内容における特徴

教育について、①理論学習と実践経験のバランス、②多様な学内実習と三大領域における学外実習、③臨床現場に即した具体的・実践的な指導の考え方に基づき、カリキュラムを臨床心理学基幹科目群(必修:16単位)、臨床心理学展開科目群(必修:18単位)、臨床心理学基本科目群(選択:10単位以上)と大きく3群に分け、理論的教育と実務的教育の架橋に留意しつつ、臨床心理士としての実務に必要な専門的スキルを養成できるようにしている。

(4) 教育方法における特徴

本専攻では教育目標・教育目的をより高いレベルで達成することを目的に、専攻内にF

D委員会を設置し、専任教員全員でカリキュラム・FDのあり方等について検討している。また、入学時、進級時、修了時に学生のディベロップメント調査を実施し教育内容の検討を行っている。

平成20年度より文部科学省委託事業「専門職大学院等における高度専門職業人養成教育推進プログラム」において鹿児島大学大学院臨床心理学研究科との共同プログラムとして「臨床心理実習における客観的評価方法の構築」に取り組んでいる。専門職大学院教育において重視している臨床心理実習における評価方法の策定を行うことにより学生への適切な教育方法の構築を進めている。

(5) 社会貢献等における特徴

① 専門職大学院コンソーシアムの実施

臨床心理学専門職大学院である本専攻をはじめ、医学系学府医療経営・管理学専攻、経済学府産業マネジメント専攻、法科大学院の法務学府実務法学専攻という、多様性のある九州大学の専門職大学院の特徴を生かし「専門職大学院コンソーシアム」を立ち上げ、相互履修制度、市民講座であるレクチャーシリーズの共催等を行うなど、重層的なネットワークの構築と社会貢献に取り組んでいる。

② NPO法人九州大学こころとそだちの相談室の設立および連携

平成18年11月、昨今の多種多様な社会の臨床心理分野に関するニーズに応え、本学で集積されてきた「臨床心理学の知見と専門性」を社会、地域住民に貢献することを目的に「NPO法人九州大学こころとそだちの相談室」を設立した。学生の実習教育の場として連携を図り、研修会の実施など社会貢献に取り組んでいる。

③ 社会人の学び直しニーズ対応教育推進事業の実施

本専攻では平成19年度より文部科学省委託事業「社会人の学び直しニーズ対応教育推進事業」として、「対人援助職を対象とした専門性を高めるためのスキルアッププログラム」を実施し、臨床心理士、教師、社会福祉士、看護師等対人援助職の専門性向上及び相互の連携を図る取り組みを行っている。

II 専門職大学院の目的

- 1 本専攻は、「様々な臨床心理現場との連携を深めつつ、種々の臨床心理現場に即応できる臨床心理分野の高度専門職業人の養成」を目的としている。
- 2 本専攻では、この目的を達成するため、人材育成に関し以下のような目標を設定している。
 - 医療、教育、福祉、司法・矯正など多岐にわたる臨床心理活動領域に即応できる人材を養成する。
 - 生涯発達における様々な心理援助レベルに対応できる人材を養成する。
 - 個別・集団レベル、ネットワーク・システムレベルなどいろいろな心理援助の介入様式で活躍できる人材を養成する。
 - 地域及び他分野に根ざしたコラボレーションが可能な人材を養成する。
- 3 教育目的を実現するため、以下に示すアドミッション・ポリシーのもと、心理系学部卒業生に限定せず、一定の臨床心理学的実務経験を有する社会人や、一定の心理学的素養を持つ他学部の卒業生も受け入れている。また、留学生についても積極的受け入れのため外国人留学生特別選抜を行っている。

アドミッション・ポリシー

- 臨床心理分野の高度専門職業人を目指す明確な動機と意欲があること。
 - 人間に対する深い関心と理解力を持っていること。
 - 柔軟で安定した対人関係能力を持っていること。
 - 人間環境に対する幅広い興味と洞察力を持っていること。
 - 社会人としての常識と対人援助を行う専門家としての倫理意識を有すること。
- 4 教育目的を達成するために、以下の取り組みを行っている。
 - 理論学習が中心となる講義・演習と経験学習が中心となる実習のバランスを考慮に入れて教育を行う。
 - 多様な学内実習と心理臨床の三大領域である医療・保健、教育、福祉領域における学外実習を行う。
 - 実務家教員の指導により臨床実践現場における具体的・実践的なきめ細かな実習を行う。
 - 豊富な知識と技術を身につけるため種々の臨床実践現場に共通した知識と技術を学ぶ授業科目（必修科目）と共に、各臨床現場に特有の知識と技術を学ぶ授業科目（必修及び選択科目）の両方を適切に受講させる。

Ⅲ 章ごとの自己点検評価

第1章 教育目的【項目1-1 教育目的】

基準1-1-1

教育の理念、目的が明確に定められており、その内容が専門職大学院設置基準、学校教育法に適合するものであること（レベル1）。

<基準1-1-1に係る状況>

1. 教育理念

- (1) 専門職大学院における臨床心理分野の高度専門職業人の養成にあたっては、その業界でより高度の知識・技術を持つ指導的な役割を果たすことができる人材を輩出する。
- (2) 専門職大学院における臨床心理分野の高度専門職業人の養成にあたっては、アジアをはじめ広く国内外で活躍が期待される人材を輩出する。

2. 教育目的

こころの問題の複雑化・多様化に対応できる臨床心理学の高度専門職業人の輩出が社会的要請であることを踏まえ、本専攻では、「様々な臨床心理現場との連携を深めつつ、種々の臨床心理現場に即応できる臨床心理分野の高度専門職業人の養成」を教育目的としている。具体的には、以下に述べる4つの資質を兼ね備えた人材を育成する。

- (1) 種々の活動領域に対応できる人材
- (2) 生涯発達における様々な心理的援助レベルに対応できる人材
- (3) いろいろな心理援助の介入レベルで活躍できる人材
- (4) 地域及び他分野に根ざしたコラボレーションが可能な人材

以上のような教育目的を達成するために以下の点に留意して教育を行っている。

- (1) 理論学習が中心となる講義・演習と経験学習が中心となる実習とのバランスを考慮に入れて教育を行っている。
- (2) 豊富な知識と技術を身につけるため種々の臨床実践現場に共通した知識と技術を学ぶ授業科目と共に各臨床現場に特有の知識と技術を学ぶ授業科目の両方を適切に行う。
- (3) 多様な学内実習と心理臨床の三大領域である医療・保健、教育、福祉領域における学外実習を行う。
- (4) 実務家教員の指導により臨床実践現場における具体的・実践的なきめ細かな実習を行う。
- (5) 対象が「人間」であるため、人間に対する倫理観や道徳的能力の養成を行う。

これらの教育理念・目的は、専門職大学院設置基準第2条で定める目的及び学校教育法第83条に沿ったものである。【解釈指針1-1-1-1~2】

基準 1-1-2

教育の理念、目的が周知、公表されていること（レベル1）。

<基準 1-1-2に係る状況>

本専攻の追及する教育上の理念・目的やこれに基づく学修プロセスに関しては、①学生に対しては、入学以前の段階で教育の目的等を記載した募集要項を配布し、入学後は入学時のオリエンテーション、学生便覧の配布等により、②大学教職員に対しては、教員会議・FDの機会を利用した基本方針の確認により、③社会に対しては、パンフレット及びホームページ (<http://www.edu.kyushu-u.ac.jp/html/CCPHD/Practice/Index.html>) により、周知徹底を図っている。

更に学生が発展的・段階的な学習プログラムを明確に理解できるように各系列科目の展開を必修科目と選択科目別に「2年間の学修の流れ」を作成し学生に説明を行っている。

以上により、教育の理念や目的は、社会や教職員、学生に対して十分に周知されている。《添付資料 1. 2. 3》【解釈指針 1-1-2-1～2】

基準 1-1-3

目的において意図している、学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等に照らして、教育の成果や効果が上がっていること（レベル1）。

<基準 1-1-3に係る状況>

本専攻の在籍者数は、(資料 1-1-3-A) に示すとおり、定員 60 名に対して 100%を少し超える値で推移し、過不足のない状況である。学生の単位取得状況は、(資料 1-1-3-B) に示すとおり、平成 19 年度 99.3%、平成 20 年度 99.6%となっている。また、学業成績については、(資料 1-1-3-C) に示すとおりで、評価の内訳は A (優) が平成 19 年度 90.3%、平成 20 年度 92.5%と高く、ほとんどの学生がカリキュラムに定められた単位を優秀な成績で修め、専門職大学院としてふさわしい学力や能力を身に付けて修了している。

また、修了生の「財団法人日本臨床心理士資格認定協会試験」の受験結果は(資料 1-1-3-D) のとおりで、合格率は平成 19 年が 96.6%、平成 20 年が 93.1%となっており、全国平均に比べ高い合格率を示し、高度専門職業人としてふさわしい学力や能力を身に付けて修了している。【解釈指針 1-1-3-1】

資料 1-1-3-A 在籍者数 (学生定員と現員)

専攻	平成 18 年度			平成 19 年度			平成 20 年度		
	定員	現員	充足率	定員	現員	充足率	定員	現員	充足率
実践臨床心理学	60	61	101.7%	60	61	101.7%	60	61	101.7%

資料1-1-3-B 単位取得状況

平成19年度			平成20年度		
履修者数	単位取得者数	単位取得率	履修者数	単位取得者数	単位取得率
895	889	99.3%	892	888	99.6%

※ 履修登録者数・単位取得者数ともに延べ人数、単位取得率：単位取得者数を履修登録者数で割った比率

資料1-1-3-C 学業成績

年度	合格者の割合	A (優)	B (良)	C (可)	D (不可)	未履修
平成19年度	99.3%	90.3%	8.4%	0.7%	0.0%	0.7%
平成20年度	99.6%	92.5%	6.5%	0.6%	0.2%	0.2%

資料1-1-3-D 日本臨床心理士資格認定協会試験状況

年度	受験者数	合格者数	合格率	全国平均
平成19年度	29	28	96.6%	68.9%
平成20年度	29	27	93.1%	65.5%

修了後の進路状況については、(資料1-1-3-E)に示すとおりで、就職先は臨床心理専門職への就業となっており、その領域も(資料1-1-3-F)に示すとおり、医療、福祉、教育、司法・矯正等多領域に渡っており、「種々の臨床心理現場に即応できる臨床心理分野の高度専門職業人の養成」を目的としている本専攻の目的に充分達している。

<基礎データ1-2> 【解釈指針1-1-3-2】

資料1-1-3-E 修了後の進路状況 (人)

	平成18年度	平成19年度	平成20年度
大学院博士後期課程進学者	4	7	5
就職(常勤)	16	13	13
就職(非常勤)	6	10	13
その他	4	0	0
計	30	30	31

資料1-1-3-F 領域別就職者数 (人)

領域	平成18年度	平成19年度	平成20年度
医療	10	11	15
教育	2	4	2
福祉	9	7	8
司法・矯正	1	1	0
産業	0	0	1
計	22	23	26

学生の学業の進展状況の調査やカリキュラム等への満足度等を把握するために、入学時、進級時、修了時にディベロップメント調査を行い、教育の成果の確認や教育改善のためのデータとして活用している。(資料1-1-3-G)に示すとおり、カリキュラムと実習についての満足度は高い。また、18年度修了生(第1期生)に比べ19年度修了生(第2期生)の評価はカリキュラムにおいても実習についても満足度が向上している。

臨床心理の専門的技術である心理検査法や心理療法については、(資料1-1-3-H)、(資料1-1-3-I)に示すとおりで、入学時に比べ修了時には理解度、実践度の評価はいずれも高くなっている。理解度4.0、実践度3.0以上など一定レベルできる検査法、心理療法の数も確実に伸びが認められる。【解釈指針1-1-3-3】

資料1-1-3-G 修了時ディベロップメント調査結果(7件法)

	18年度修了時	19年度修了時
カリキュラムについての満足度	5.02	5.6
実習についての満足度	5.58	6.1

資料1-1-3-H 心理検査法の理解度、実践度の第1期生調査結果(25心理検査法の7件法)

	入学時	修了時
心理検査理解度	3.24	4.38
心理検査実践度	2.10	3.67
理解度4.0以上の検査法数	5	14
実践度4.0以上の検査法数	0	10

資料1-1-3-I 心理療法の理解度・実践度の第1期生調査結果(15心理療法の7件法)

	入学時	修了時
心理療法の理解度	3.61	4.25
心理療法の実践度	2.04	3.23
理解度4.0以上の心理療法数	3	11
実践度4.0(3.0)以上の心理療法数	0(0)	2(9)

修了生や、就職先の関係者からの意見聴取は、修了生およびその修了生の直属上司に対するアンケートを実施することにより行っている。アンケート調査は修了生の就業後に大学院での教育を振り返って見たときの評価を把握し、その分析結果を現行のカリキュラムに反映させることを目的に、平成20年2月に18年度修了生を対象に行った。この結果を(資料1-1-3-J)に示す。また、就職先へのアンケート調査は平成21年3月に実施し、34機関中14機関から回答を得た。その結果を(資料1-1-3-K)に示す。

本専攻で養成したい能力である「臨床心理における高い専門性」については、修了生からその有用性が評価されている。また、就職先評価についても、「充分満足」「まあ満足」が「心理面接」92.9%、「心理検査」64.3%、「他職種との連携」92.9%と高い評価を得ている。

なお、心理検査が心理面接等に比べ満足度がやや低い結果となっているが、これは、「該当なし（その職場では現在必要とされていない）」の比率も高いことなどから就職先により求められる心理検査法の違い等も影響していると考えられる。

これらより、学習の成果については社会においても高く評価されているということが言え、本専攻の教育の成果・効果があがっている。【解釈指針1-1-3-4】

資料1-1-3-J 修了生アンケート調査の結果（受けた教育は業務遂行に役立っているか）

	専門科目	ゼミ	研究	学会発表	論文執筆
まったく役立っていない	0.0%	0.0%	0.0%	16.7%	0.0%
あまり役立っていない	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
どちらともいえない	0.0%	0.0%	0.0%	16.7%	16.7%
いくらか役立っている	50.0%	50.0%	83.3%	50.0%	66.7%
とても役立っている	50.0%	50.0%	16.7%	16.7%	16.7%

資料1-1-3-K 修了生の直属上司へのアンケート調査の結果（修了生の身に付けている能力）

	一般教養	専門知識・技術			調査・研究の経験	実習・実務の経験	表現・コミュニケーション
		心理面接	心理検査	他職種との連携			
充分満足	57.2%	42.9%	28.6%	57.2%	21.4%	14.3%	42.9%
まあ満足	35.7%	50.0%	35.7%	35.7%	50.0%	35.8%	50.0%
どちらでもない	7.1%	7.1%	14.3%	7.1%	21.4%	35.8%	0.0%
やや不満	0.0%	0.0%	7.1%	0.0%	0.0%	7.1%	7.1%
たいへん不満	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
該当なし	0.0%	0.0%	14.3%	0.0%	7.2%	7.0%	0.0%

第1章 教育目的 <優れた点及び改善を要する点等>

<優れた点>

1. 学生の単位取得率は高く、学業成績も評価A(優)が92.5%と高く、学生は、教育理念である「より高度の知識・技術を持つ指導的な役割を果たす人材」となるべく、高い学業目標を持ち勉学に励んでいる。

また、「日本臨床心理士資格認定協会資格試験」の合格率は平成19年度96.6%、20年度93.1%と全国平均を大きく上回る成果を示しており、教育の成果や効果は適切に発揮されている。

2. 修了後の進路状況において、修了生は本専攻の目的に対応した成果が生かせる医療・教育・福祉の三大領域をはじめ種々の臨床心理専門職へ進んでおり、高度専門性を有した人材を社会に送り出しているという点で教育の成果や効果があがっている。

<特色ある取り組み>

1. 本専攻では、学生の学業の進展状況の調査やカリキュラム等への満足度等を把握するために、入学時、進級時、修了時にディベロップメント調査を行い、教育の成果の確認や教育改善のためのデータとして活用している。学生のディベロップメント調査による意見聴取の結果からも、専攻で提供しているカリキュラムの満足度は高く、専門的な技術の向上も認められるなど教育の成果や効果は適切に発揮されている。

<改善を要する点>

1. 修了生の就職先上司へのアンケート調査において、就職先からも高い評価を得ているが、教育内容の専門知識・技術において、心理検査が心理面接等に比べ満足度が低いため、今後、教育方法の検討が必要である。

第2章 教育課程【項目2-1 教育内容】

基準2-1-1

教育課程が、理論的教育と実務的教育の架橋に留意しつつ、臨床心理士としての実務に必要な専門的な臨床心理学の知識、感受性、分析力、表現力、対人関係スキル等を修得させるとともに、豊かな人間性並びに臨床心理士としての責任感及び倫理観を涵養するよう適切に編成されていること（レベル1）。

＜基準2-1-1に係る状況＞

本専攻の教育課程は、実務家としての理論的・実践的知識を幅広く学習させるために系統的に編成されている。授業科目は、大きく必修・選択に分けられるが、＜基礎データⅡ-2＞にあるように、演習・実習科目に大きな比重を置き、即戦力となる臨床心理技能の養成を重要な目的としている。

事例研究、査定学、地域援助学、面接学という大きな枠組みの中で、個別の事例に対して具体的にどのような心理療法を適用していくのかについて、単に面接室内に閉じた形式ではなく、地域社会との連携や他機関との共同という視点を含めた指導を行っている。同時に、臨床心理業務に不可欠な臨床心理査定学の演習・実習において投影法を主とするパーソナリティ検査から、発達障害児の診断アセスメントに必要な知能検査まで幅広く実践的指導を行っている。

事例研究演習の中では、学内実習施設である総合臨床心理センターにおいて、実際に事例を担当し、その事例について研究論文の形で2年次終了時点で提出、全教員による審査を実施し、一定の臨床心理実践家としての資質が身についているかの確認を行い、その中で、他者に臨床的に関わる際の倫理的素養・技術・責任感の獲得についてのチェックが行われている。【解釈指針2-1-1-1】

基準2-1-2

次の各号に掲げる授業科目が開設されていること（レベル1）。

(1) 臨床心理学基本科目

（臨床心理学の基本についての科目、学内実習を含む臨床心理査定の科目、学内実習を含む臨床心理面接の科目をいう。）

(2) 臨床心理展開科目

（学外実習を含む臨床心理の諸実践領域についての科目、臨床心理事例研究に関する科目をいう。）

(3) 臨床心理応用・隣接科目

（臨床心理学の応用領域・技法に関する科目、臨床心理の応用技法に関する科目、臨床心理と隣接する領域・分野に関する科目をいう。）

＜基準2-1-2に係る状況＞

開設授業科目一覧＜基礎データⅡ-2＞にあるように、臨床心理学基本科目（本専攻で

は臨床心理学基幹科目としている)、臨床心理展開科目(本専攻では臨床心理学展開科目としている)、臨床心理応用・隣接科目(本専攻では臨床心理学基本科目としている)が適切に設置されている。【解釈指針2-1-2-1~3】

基準2-1-3

基準2-1-2の各号のすべてにわたって教育上の目的に応じて適当と認められる単位数以上の授業科目が開設されているとともに、学生の授業科目の履修が同基準各号のいずれかに過度に偏ることがないように配慮されていること。また、評価対象大学院の目的に照らして、必修科目、選択必修科目、選択科目等の分類が適切に行われ、学生による段階的履修に資するよう各年次にわたって適切に配当されていること(レベル1)。

<基準2-1-3に係る状況>

開設授業科目一覧<基礎データII-2>にあるように、教育上の目的に応じて適当と認められる単位数以上の授業科目を開設している。履修方法については、必修科目(臨床心理学基幹科目群16単位及び臨床心理学展開科目群18単位)34単位、当該専攻に係わる授業科目について選択科目(臨床心理学基本科目群)10単位以上計44単位以上を修得しなければならないとしている。【解釈指針2-1-3-1~3】

授業科目内容も、基本科目群において、カウンセリング、家族臨床、教育臨床、高齢者臨床、障害臨床、臨床精神医学など幅広い領域に渡るよう適切に配置されている。

必修科目は、実践臨床心理学専攻の設置目的に合致するよう、即戦力となる実務家の養成に必要と見なされる査定学、面接学、地域援助学、事例研究等の演習・実習に大きな比重を置いている。それらは、I、II、IIIと学年進行に合わせて基礎から応用に向けたカリキュラム構成となっている。

第2章 教育課程【項目2-2 教育授業を行う学生数】

基準2-2-1

専門職大学院においては、少人数による双方向又は多方向的な密度の高い教育を行うことが基本であることにかんがみ、ひとつの授業科目について同時に授業を行う学生数が、適切な規模に維持されていること(レベル1)。

<基準2-2-1に係る状況>

履修科目登録状況<基礎データII-6>に示すとおり、45科目中44科目は、ほぼ30名以下で適正な人数であったが、1科目のみ人間共生システム専攻臨床心理学指導・研究コースの学生の履修者が多かったために46名となっている。

なお、他専攻の学生の履修は、当該科目の性質に照らして適切な場合に認めている。【解釈指針2-2-1-1~3】

第2章 教育課程【項目2-3 授業の方法】

基準2-3-1

授業は、次に掲げるすべての水準を満たしていること（レベル1）。

- (1) 専門的な臨床心理学の知識を確実に修得させるとともに、具体的な問題解決に必要な臨床心理的分析能力その他の臨床心理士として必要な能力を育成するため、授業科目の性質に応じた適切な方法がとられていること。
- (2) 1年間の授業の計画、各授業科目における授業の内容及び方法、成績評価の基準と方法があらかじめ学生に周知されていること。
- (3) 授業の効果を十分に上げられるよう、授業時間外における学習を充実させるための措置が講じられていること。

＜基準2-3-1に係る状況＞

- (1) 各授業科目では専門的な臨床心理学の知識を特定の分野に偏ることなく幅広く学べるようにし、具体的な問題解決に必要な臨床心理的分析能力その他の臨床心理士として必要な能力を育成するため実際の事例をもとにしての学習の機会を多く取り入れ、授業科目の性質に応じて少人数による講義、演習、見学、実習等の適切な方法がとられている。双方向的・多方向的な討論、ロールプレイ、現場体験、事例研究等の方法がとられている。《添付資料1 シラバス》【解釈指針2-3-1-1～3】

学外実習においては、事前のオリエンテーションで、実習先での関連法令の遵守、守秘義務遵守等について指導が行われている＜基礎データⅢ-12＞。また教員は実習先への訪問や実務指導者との緊密な連絡・連携をとって実習学生の指導監督に努め、単位認定においても実習先のコメントと学内における事前指導（オリエンテーション）・中間指導・事後指導をもとに総合的に評価している。

さらに、実習先への移動時間や負担等について不公平にならないように、3領域の実習先のバランスを考慮している。【解釈指針2-3-1-4】

- (2) 授業の計画、各授業科目における授業の内容及び方法、成績評価の基準と方法はシラバス《添付資料1》に記載し、そのシラバスはガイダンス等で説明し、ホームページ上で公開・周知している。（<http://www.human.kyushu-u.ac.jp/>）

- (3) 授業時間割《添付資料1》は学生の自習時間を考慮しており、各授業に係わる関係資料が配布され、自習すべき事項の指示がなされている。第10章の各基準に適合する環境整備も行われている。

集中講義は（資料2-3-1-A）に示すとおり通常の授業と重ならないような期間に設定し、事前事後の学習時間の確保ができるようにしている。【解釈指針2-3-1-5～6】

資料2-3-1-A 平成20年度集中講義

講義名	開講日
健康支援学特論	平成20年9月24日～26日
司法・矯正臨床心理学特論	平成21年2月16日～18日

第2章 教育課程【項目2-4 履修科目登録単位数の上限】

基準2-4-1

各年次において、学生が履修科目として登録することのできる単位数は、履修科目の学習を着実なものとするために、原則として38単位が上限とされていること（レベル1）。

<基準2-4-1に係る状況>

学生に対しては、各学年・各学期に履修すべき科目を明示・解説の機会を確保し、いわゆるキャップ制に基づいた適切な履修単位数の指導を行っている。九州大学大学院人間環境学府規則において、学生が1年間に履修できる授業科目として登録することができる単位の上限を34単位としている。《添付資料1 学生便覧 p16》

第2章 教育課程 <優れた点及び改善を要する点等>

<優れた点>

1. 臨床心理学基本科目（本専攻では臨床心理学基幹科目としている）、臨床心理展開科目（本専攻では臨床心理学展開科目としている）、臨床心理応用・隣接科目（本専攻では臨床心理学基本科目としている）が適切に設置され、授業科目内容も、基本科目群において、カウンセリング、家族臨床、教育臨床、高齢者臨床、障害臨床、臨床精神医学など幅広い領域に渡るよう適切に配置されている。必修科目は、実践臨床心理学専攻の設置目的に合致するよう、即戦力となる実務家の養成に必要と見なされる査定学、面接学、地域援助学、事例研究等の演習・実習に大きな比重を置いている。それらは、Ⅰ、Ⅱ、Ⅲと学年進行に合わせて基礎から応用に向けたカリキュラム構成となっている。

このように教育内容は、バランスよく幅広い内容をカバーしており、教育方法も多様性に富んでいる。

<改善を要する点>

1. 履修科目登録状況で1科目のみ46名と30名を超えていたので、今後は授業担当者が意識してチェックをすることによって30名以内の少人数教育をめざす必要がある。
2. 本学では、本専攻と別途に、日本臨床心理士資格認定協会第1種指定大学院である「人間共生システム専攻臨床心理学指導・研究コース」を有している。今後、本専攻との整合性を検討する必要がある。

第3章 臨床心理実習【項目3-1 学内実習施設】

基準3-1-1

学内実習施設（臨床心理センター等）には、その規模に応じ、臨床心理実習を行うに必要な面接室、遊戯療法室、事務室その他の施設（相談員室、待合室等）が整備されていること（レベル1）。

<基準3-1-1に係る状況>

学内実習施設である総合臨床心理センターには、個別面接室が10室、集団面接室が5室あり、適度な広さで、明るく落ち着いた雰囲気があり、話し声が外に漏れない構造になっている。集団面接室は、遊戯療法室として使用可能で、トランポリン、滑り台、平均台、室内ブランコ、ボールプール、大型積み木、卓球台、三輪車等の大型遊具の他、ぬいぐるみ、ままごとセット、サッカーボール、キャッチボール道具など種々の遊具を揃えている。また、怪我をしないように床には、カーペットやセラピーマットを敷き、安全面の配慮をしている。【解釈指針3-1-1-1~2】

総合臨床心理センターには、事務室を有し、事務員が常駐し、実習の遂行がスムーズに行われるように、コピー機、PCなどの備品を整え、実習に関わる様々な書類、実習室の管理などを行っている。また、総合臨床心理センターには、その他の施設として、受付、相談員室、待合室、面接記録を安全に保存するための面接記録保管室を設けている。

総合臨床心理センターは、関係者以外の立ち入りを制限し、入り口にはスロープ、センター内にはエレベーターを設置し、また各階に障害者用トイレがあり、バリアフリーとなっている。【解釈指針3-1-1-3~5】

面接室、遊戯療法室、事務室等の各施設には、非常ベルや非常口、防犯用具など、不測の事態において安全を確保するための適切な設備が備えられ、非常時の対応については、相談員や学生に対して、オリエンテーション時に説明を行い、周知を徹底している。<基礎データⅢ-1>【解釈指針3-1-1-6】

第3章 臨床心理実習【項目3-2 学内臨床心理実習】

基準3-2-1

学内実習施設（臨床心理センター等）における臨床心理実習の内容、時間、倫理遵守、学生のケース担当、ケースカンファレンス、スーパーヴィジョン体制等について適切な配慮がなされていること（レベル1）。

<基準3-2-1に係る状況>

学内実習施設である総合臨床心理センターは、「子ども発達相談部門」、「心理教育相談部門」、「生涯発達相談部門」の3部門を置き、自閉症児・知的障害児、不登校、いじめ、非行、習癖・無気力等の様々な問題行動、うつ病や中年期の心の問題等、多様なケースに対

応している。臨床心理実習の内容としては、電話受付、インテーク陪席、ケース担当を行い、各部門（「心理教育相談部門」と「生涯発達部門」は合同）に於いて週1回ケースカンファレンスを行い、臨床心理実習の内容と時間は十分確保されている。【解釈指針3-2-1-1】

「倫理遵守」については、クライアントの権利擁護、インフォームド・コンセント、守秘義務遵守及び守秘義務解除、個人情報・面接記録の取り扱い、ハラスメントの予防等、心理臨床を行うにあたって遵守すべき倫理について、「臨床心理士倫理要綱」に基づき指導を行うと共に、個々のケースについてインテークカンファレンス及びケースカンファレンスにおいて、実践的指導を行っている。【解釈指針3-2-1-2】

「学生のケース担当」については、クライアントの発達段階や問題が偏らず多様になるように総合臨床心理センターの相談ケース数及び時間を確保しており、一人あたりの担当ケース数は2～8で、平均3.3ケースとなっている。また、インテーク面接には臨床心理士有資格者の博士課程の大学院生及び教員が陪席をする等、責任をもって指導に当たっている。＜基礎データⅢ-8＞【解釈指針3-2-1-3】

「ケースカンファレンス」は、学生が事例を発表し、教員がコメントや指導を行っている。その際学生数が概ね20名以内になるように4室に分けて行っている。＜基礎データⅢ-9＞【解釈指針3-2-1-4】

「スーパーヴィジョン体制」については、学内の教員からの指導のみではなく、臨床心理センターにおいて、センター研究員（スーパーヴァイザー）として登録をしてもらっている他大学の教員や臨床現場で働いている臨床心理士に依頼して行っており、適切なスーパーヴィジョンが行われている。＜基礎データⅢ-10＞【解釈指針3-2-1-5】

以上のような学内実習が充実したものとなるように在籍学生の3倍以上のケースが来談するようにホームページ等で広報に努めている。【解釈指針3-2-1-6】

第3章 臨床心理実習【項目3-3 学外実習施設】

基準3-3-1

学外実習施設には、心理臨床の三大領域（医療・保健、教育、福祉）すべてが含まれていること（レベル1）。

＜基準3-3-1に係る状況＞

学外実習施設として、（資料3-3-1-A）に示すとおり、医療・保健領域は、精神科病院、心療内科病院等18カ所、教育領域は、小・中学校の適応指導教室、教育センター等13カ所、福祉領域は、児童相談所、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設等13カ所を確保しており、学生は、3領域で学外実習を受けている。また、1機関における実習生数

は、原則1～2名としておりきめ細かい指導が行われている。【解釈指針3-3-1-1～3】

医療領域および福祉領域の実習先は、原則として臨床心理士が勤務している機関に依頼しているが、医療領域では精神科病院1カ所、福祉領域では乳児院1カ所に臨床心理士の配置がない。

しかし、当該医療機関においては、精神科医師による実習指導が行われていること、乳児院には常勤の心理職が勤務しており実習指導にあたっていることから、臨床心理士勤務機関と同等の指導が行われている。

教育領域の実習先は、教育センターには臨床心理士の勤務があるが、適応指導教室および特別支援学校等においては、臨床心理士が勤務している機関は3カ所である。これは、小・中学校等教育機関には職務として臨床心理士の配置が行われていない現状を反映したものである。

しかし、本専攻指導教員（教育領域実務家教員）が巡回指導など行い各学校、適応指導教室と実習内容についての綿密な協議がなされており、臨床心理士勤務機関と同等の指導が行われている。【解釈指針3-3-1-4】

資料3-3-1-A 平成20年度学外実習先

臨床領域	実習先機関	計
医療・保健領域	精神科病院16カ所、老年医療病院1カ所、心療内科1カ所	18
教育領域	適応指導教室7カ所 発達教育センター、特別支援学校、情緒障害児通級学級2カ所、言語・難聴通級学級、中学校	13
福祉領域	児童相談所3カ所、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、障害福祉センター2カ所、児童養護施設3カ所、乳児院2カ所、障害者生活支援施設	13

第3章 臨床心理実習【項目3-4 学外臨床心理実習】

基準3-4-1

学外実習施設における臨床心理実習の内容、時間、倫理遵守、指導体制等について適切な配慮がなされていること（レベル1）。

<基準3-4-1に係る状況>

学外臨床心理実習は、本専攻において作成した「臨床心理学外実習の手引き」に基づき実施している。<基礎データⅢ-12>

学外実習は、医療・保健領域、教育領域、福祉領域それぞれを「臨床心理地域援助学実習Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ」と位置づけ、各2単位である。実習は週1、10日間の実習となっている。1回の実習時間は、基本的に9時から17時であるが、各実習施設の状況により実習が効果的に行われるよう設定している（例えば、児童養護施設実習の場合、学齢児童が昼間は登校していることを考慮し、実習時間を13時から21時としているなど）。

実習評価については、①実習およびオリエンテーション、中間シェアリング、実習報告会への出席状況や発言、②実習日誌、実習レポート、③実習先評価、により総合的に行っている。

また、1年次の4月に精神保健福祉センター、児童相談所、教育センターなど5カ所の施設見学を行い学生の臨床心理関係機関についての知識と学外実習へのモチベーションを高めている。【解釈指針3-4-1-1】

心理臨床において遵守すべき倫理（クライアントの権利擁護、インフォームド・コンセント、守秘義務遵守及び守秘義務解除、個人情報・面接記録の取扱い、ハラスメントの予防等）について、学生が適切に学外実習に臨むことができるように指導している。特に実習先での社会人としての行動及び倫理問題については、実務家教員の各領域における長年の実務経験に基づき具体的に指導を行っている。【解釈指針3-4-1-2】

学外臨床心理実習は、実習担当実務家教員が実習先担当者と実習日程、人数、内容等について協議を行い、年度の実習計画を立てている。

事前指導（事前オリエンテーション）において、①学外実習の意義、目的の明確化、②実習施設・機関の種類と実習概要の理解、③実習費及び保険制度、④実習の流れ、⑤実習計画、実習日誌の書き方、⑥遵守すべき倫理、について指導を行う。

実習期間中は、中間指導（シェアリング）を行い、欠席・遅刻の有無、実習活動内容、実習機関から指導や注意を受けた事柄、実習前半が終わって考えたこと、困ったことなどを報告するとともに他学生の実習状況も共有する中で今後の自分の実習課題について考える指導を行う。

実習終了後は、終了報告会（シェアリング）を行い、実習を通して臨床心理学視点から学んだことや考えたことについて実習修了報告書を作成、発表すること、他学生の報告を聞くことにより実習の成果を共有するとともに、今後の自分の課題について認識を深める指導を行っている。【解釈指針3-4-1-3】

第3章 臨床心理実習 <優れた点及び改善を要する点等>

<優れた点>

1. 学内実習施設である総合臨床心理センターは、「子ども発達相談部門」、「心理教育相談部門」、「生涯発達相談部門」の3部門を置き、自閉症児・知的障害児、不登校、いじめ、非行、習癖・無気力等の様々な問題行動、うつ病や中年期の心の問題等、多様なケースに対応しており、学生は、さまざまな問題、対象年齢など、多様なケースについて学ぶことができる。
2. 学外実習においては、1施設あたり1～2名の人数となるように十分な実習先を確保している。そのため実習先で手厚い指導が行われ、充実した実習となっている。

<改善を要する点>

1. 学生の学内実習が十分行われるよう総合臨床心理センターの相談数及び時間を確保しているが、一人あたりの担当ケース数が2～8と偏りがあるため、すべての学生が3ケース以上担当できるようにきめ細かい指導が必要である。

第4章 学生の支援体制【項目4-1 学習支援】

基準4-1-1

学生が在学期間中に教育課程の履修に専念できるよう、また、教育課程上の成果を上げるために、評価対象大学院の目的に照らして、履修指導の体制が十分にとられていること（レベル1）。

<基準4-1-1に係る状況>

本専攻では、履修については、専門職大学院系の履修案内に加え、学生が各教員に相談できる時間帯をシラバスに明示し、相談にのれる体制をとっている。

年度当初1、2年次全員に対してオリエンテーション資料に基づき、必修授業の履修の仕方、必修ではないが臨床心理士の資質として必要であろうと全教員が認めた教員推薦授業（準必須と呼ぶ）の履修、選択科目の履修についてオリエンテーションを行っている。

《添付資料12》【解釈指針4-1-1-1~2】

さらに、学外実習授業に関しては、年度当初に実務家教員を中心として学外実習の手引き<基礎データⅢ-12>を用いて実習授業オリエンテーションを行っている。

学内実習に関しては、年度当初に各部門室長及び主任を中心にして、総合臨床心理センターの部門「子ども発達相談部門」「生涯発達相談部門」「心理教育相談部門」において、各部門の資料を用いて学内実習の仕方についてのオリエンテーションを行っている。

《添付資料10、11》【解釈指針4-1-1-3】

基準4-1-2

目的及び教育課程上の成果を実現する上で、教員と学生とのコミュニケーションを十分に図ることができるよう、学習相談、指導・助言体制の整備がなされていること（レベル1）。

<基準4-1-2に係る状況>

目的及び教育課程上の成果を実現する上で、教員と学生とのコミュニケーションを十分に図ることができるよう主指導教員と副指導教員の2名の指導教員体制を取り、学習相談及び指導・助言を行っている。

特に、事例研究論文作成に関しては、主査（主指導教員）・副査（副指導教員）制をとっており、かつ、主査・副査及び他の教員からの指導も受けられるようにするため、教員学生全員参加による中間発表会と論文提出後は全員参加の論文発表会を開催している。これらの発表会は、主査・副査による評価を行う場であるとともに教員と学生のコミュニケーションの場そして1年次の論文作成に関する学習の場でもある。《添付資料13》

本専攻では、学生が各教員に相談できる時間帯（オフィスアワー）をシラバスに明示し、相談にのれる体制をとっている。さらに、主指導教員は、指導学生に対して毎週定時の学習相談、指導・助言体制を設けている。【解釈指針4-1-2-1】

学習相談、指導・助言体制を有効に機能させるため、学生には学生用の学習・研究室が

用意されており、異なる指導教員の学生が混合するように配置し、博士後期課程学生も同室し、専門職学位課程学生への相談・助言を行っている。また、毎週定時の助言・指導を行うための研修室・会議室等が整備されている。【解釈指針4-1-2-2】

基準4-1-3

各種の教育補助者による学習支援体制の整備に努めていること（レベル2）。

<基準4-1-3に係る状況>

本専攻の学内実習施設である総合臨床心理センターでは、「心理教育相談部門」「子ども発達相談部門」「生涯発達相談」の非常勤研究員及び研究支援推進員が、学内実習教育の補助者として、電話受付、インテーク面接、ケース面接に関する教育補助者として学生の助言指導を行う体制を作っている。<基礎データⅢ-4>

また、演習の授業では博士後期課程の学生をTAとして雇いあげ、教育補助者として用いて演習授業の充実に資している。【解釈指針4-1-3-1】

基準4-1-4

多様な経験を有する社会人等を受入れた場合、その基礎学力を補うための対策が講じられていること（レベル1）。

<基準4-1-4に係る状況>

本専攻では、「種々の臨床心理現場に即応できる人材の養成」を目的としており、各学生が希望する知識・技術等により、履修指導を行う。また、入学者のうち、学生のバックグラウンド（特に留学生や他領域から入学した者）により、心理学の基礎について学習の補完が必要と認められる者については、次により履修指導を行う。（資料4-1-4-A）

【解釈指針4-1-4-1】

- ① 入学時のオリエンテーション等において、指導教員による個別の履修指導を行い、教育学部で開講する心理学の基礎科目（例えば、発達に関する素養が不足する者には発達心理学、統計的素養が不足する者には心理統計、心理テストの素養が不足する者には心理テスト法）を履修させる。なお、当該科目については、単位認定は行うが、履修要件には加えないものとする。
- ② 該当学生が留学生の場合には、チューター制度により、他領域から入学した者の場合にはTAを活用して学習の支援を行うとともに、オフィスアワーにおいて日常的に指導・相談等を行う。

資料4-1-4-A 20年度1年次の心理学専門に関する履修状況

平成20年度1年次在籍者	30人
1. 大学院入学前、心理学を専攻した院生	25人
2. 大学院入学前、心理学を専攻していない院生	5人
上記2の院生の内、心理学に関する論文を書いた者(卒論、聴講生論文など)	4人
上記2の院生の内、大学入学後に学部の授業等で心理学基礎科目(心理統計法・心理テスト法など)の受講者	4人

第4章 学生の支援体制【項目4-2 生活支援等】

基準4-2-1

学生が在学期間中に教育課程の履修に専念できるよう、学生の経済的支援及び修学や学生生活に関する相談・助言・支援体制の整備に努めていること(レベル2)。

<基準4-2-1に係る状況>

学生の経済的支援に関しては、日本学生支援機構の奨学金を中心にして、複数の奨学金が貸与または給付されるようにしている。<基礎データIV-1>からも分かるように、奨学金受給者は多く、平成20年度は入学者30名のうち19名(63%)が受給している。学生は、アルバイト等を極力控え、教育課程の履修に専念しているといえる。【解釈指針4-2-1-1】

修学および学生生活に関する相談・助言・支援については、「学生生活・修学相談室」、「ハラスメント相談室」、「健康科学センター相談室」、「各学部等相談員(大学院を含む)」、「何でも相談窓口」など複数の窓口が設置され、支援体制を整えている。<基礎データIV-5~7>【解釈指針4-2-1-2】

第4章 学生の支援体制【項目4-3 障害のある学生に対する支援】

基準4-3-1

身体に障害のある者に対して、受験の機会を確保するとともに、施設及び設備の充実を含めて、学習や生活上の支援体制の整備に努めること(レベル2)。

<基準4-3-1に係る状況>

障害のある受験者に対しては、試験時間の延長と別室受験の実施など具体的措置が決められている。通常の試験時間の1.3倍の延長は、大学入試センター試験における身体に障害がある受験者の取り扱いに準じている。<基礎データIV-8>【解釈指針4-3-1-1】

現在、身体に障害を持つ学生は在籍していないが、講義・演習・実習室は、車いす使用

者のための施設・設備を整えており、学生への支援、実習・実技上の特別措置等相当な配慮を行う体制はある。＜基礎データⅣ－9＞【解釈指針4－3－1－2～3】

第4章 学生の支援体制【項目4－4 職業支援（キャリア支援）】

基準4－4－1

学生支援の一環として、学生がその能力及び適性、志望に応じて、主体的に進路を選択できるように、必要な情報の収集・管理・提供、ガイダンス、指導、助言に努めていること（レベル2）。

＜基準4－4－1に係る状況＞

進路オリエンテーション資料に基づき、年度当初において「進路オリエンテーション」を実施している。＜基礎データⅣ－10＞

基本的内容は、入学時から2年間の「進路・就職の時間的展望」、「就職情報の入手の仕方」、「本専攻への過去の求職状況」、「過年度の進路希望動向」「過年度の進路先」などからなっている。このオリエンテーション資料の説明に基づき、指導教員が個別的相談・助言を行う。【解釈指針4－4－1－1】

修了生の職場および進路先の報告などの掲載された同窓会会報の配布による進路先の情報提供を行っている。《添付資料16》【解釈指針4－4－1－2】

さらに、各教員、専攻及び総合臨床心理センターへの求人は、臨床心理センター掲示板に求人情報として広報する体制をとっている。【解釈指針4－4－1－3】

第4章 学生の支援体制 ＜優れた点及び改善を要する点等＞

＜優れた点＞

1. 学生が在学期間中に教育課程の履修に専念できるよう、また、教育課程上の成果を上げるために、年度当初に授業履修や実習について、詳細で丁寧なオリエンテーションを実施している。
2. 教員と学生とのコミュニケーションを十分に図ることができるよう主指導教員と副指導教員の2名の指導教員体制を取り、学習相談及び指導・助言を行っている。
3. 社会人入学者は、教育学部心理学系との連携により、必要とされる学部心理系科目（テスト法など）を受講しており、社会人等を受入れた場合、その基礎学力を補うための対策がとられている。
4. 教育課程の履修に専念できるよう学生の経済的支援は、奨学金受給により行っており、修学・学生生活支援の体制を整備している。
5. 身体に障害のある受験生への具体的措置を講じ、また、入学者があった場合の支援体制は整備している。
6. 進路オリエンテーション資料により、詳細かつ丁寧な進路オリエンテーションを毎年実施し、基本的な職業支援を行っている。

第5章 成績評価及び修了認定【項目5-1 成績評価】

基準5-1-1

学修の成果に係る評価（以下、「成績評価」という）が学生の能力及び資質を正確に反映する客観的かつ厳正なものとして行われており、次に掲げるすべての基準を満たしていること（レベル1）。

- （1）成績評価の基準が設定され、かつ、学生に周知されていること。
- （2）当該成績評価の基準にしたがって成績評価が行われていることを確保するための措置がとられていること。
- （3）成績評価の結果が、必要な関連情報とともに学生に告知されていること。
- （4）期末試験を実施する場合には、実施方法についても適切な配慮がなされていること。

<基準5-1-1に係る状況>

成績評価は、九州大学大学院人間環境学府規則の第8条により、A（優）B（良）C（可）D（不可）の4段階からなり、その基準点はA：80～100 B：70～79 C：60～69 D：59以下である。A（優）B（良）C（可）を合格、D（不可）を授業目的により要求される水準に達していないものとして、不合格としている。本専攻では、科目名・授業計画・成績評価の方法等が記載された履修の手引きとシラバスを作成し、公開している。

(<http://www.human.kyushu-u.ac.jp/>)。

また、シラバスの活用に向けて、年度当初のオリエンテーションで履修の手引きおよびインターネット上のシラバスを参照して履修計画を立てるように指導をしている。《添付資料1 学生便覧・シラバス》【解釈指針5-1-1-1】

成績評価における考慮要素、授業における遅刻・欠席の取り扱いについては、教員会議において周知するとともに、学生に対してはオリエンテーション及び授業において周知徹底を図り、毎回出欠を確認している。履修した授業科目については、出席・授業での発表・討論・レポート等、各担当教員が評価を行っている。<基礎データV-1>

レポート等を課してそれを成績に反映させている科目においては、シラバスにおいてもその旨を記載するとともに、オフィスアワーや電子メール等による授業内容等に関する質問・相談についての対応方法を開示している。

成績評価について説明を希望する学生に対しては、担当科目の教員がオフィスアワーの時間などで基準等必要関連情報の説明を行っている。また、再試験および追試験を実施する場合には、厳正で公平な試験となるよう配慮している。【解釈指針5-1-1-2～4】

基準5-1-2

学生が在籍する評価対象大学院以外の機関における履修結果をもとに、評価対象大学院における単位を認定する場合には、教育課程の一体性が損なわれていないこと、かつ、厳正で客観的な成績評価が確保されていること（レベル1）。

＜基準5-1-2に係る状況＞

臨床心理学専門職大学院である本専攻をはじめ、医学系学府医療経営・管理学専攻、経済学府産業マネジメント専攻、法科大学院の法務学府実務法学専攻という、多様性のある九州大学の専門職大学院の特徴を生かし「専門職大学院コンソーシアム」を立ち上げ、相互履修制度を行っている。相互履修制度においては、本専攻の一体性が損なわれないように、修了要件の単位としては認めていない。

また、各専門職大学院の担当者が会議を行い、対象科目・成績評価方法を話し合い、シラバスを作成し公開している。成績評価は出席・授業での発表・討論・レポート・試験等により、各学府の規則に則り、各担当教員が評価を行っている。《添付資料17》

第5章 成績評価及び修了認定【項目5-2 修了認定】

基準5-2-1

専門職大学院の修了要件が、次に掲げるすべての基準を満たしていること(レベル1)。

(1) 2年(2年を超える標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限)以上在籍し、44単位以上を修得していること。

この場合、次に掲げる取扱いをすることができる。

ア 教育上有益であるとの観点から、他の大学院(他専攻等を含む。)において履修した授業科目について修得した単位を、20単位を超えない範囲で、評価対象大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。

イ 教育上有益であるとの観点から、評価対象大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位を、アによる単位と合わせて14単位を超えない範囲で、評価対象大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。なお、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案し、1年を超えない範囲で評価対象大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。

(2) 次のアからウまでに定める授業科目につき、それぞれアからウまでに定める単位数以上を修得していること。

ア 臨床心理学基本科目 16単位

イ 臨床心理展開科目 18単位

ウ 臨床心理応用・隣接科目 10単位

(3) (1) 及び (2) を踏まえて、総合的に判定が行われること。

＜基準5-2-1に係る状況＞

本専攻では、九州大学大学院人間環境学府規則の第17条《添付資料1：学生便覧》において2年以上在学し、44単位以上を修得することと定めている。また、臨床心理学基本科目(本専攻では「臨床心理学基幹科目群」と呼称)16単位、臨床心理展開科目(本専攻では「臨床心理学展開科目群」と呼称)18単位を必修とし、臨床心理応用・隣接科目(本専攻では「臨床心理学基本科目群」と呼称)10単位以上を選択としている。

修了判定・学位の授与状況<基礎データV-3>によれば、修了判定を受けた者はすべてこれらの条件を満たしている。

なお、修了認定にあたっては単位を満たせば機械的に修了を認めるのではなく、教員会議で総合的に判定をしている。

第5章 成績評価及び修了認定 <優れた点及び改善を要する点等>

<優れた点>

1. 成績評価基準については、履修の手引きとシラバスにおいて明確に提示するとともに、オリエンテーション及び授業においても周知徹底が図られている。重要要素である授業における遅刻・欠席の取り扱いについても、教員会議において周知している。学生に対しては、オフィスアワーや電子メール等による授業内容等に関する質問・相談についての対応方法も開示している。

第6章 教育内容及び方法の改善措置【項目6-1 教育内容及び方法の改善措置】

基準6-1-1

教育の内容及び方法の改善を図るための研修及び研究が、組織的かつ継続的に行われていること（レベル1）。

<基準6-1-1に係る状況>

本専攻における教育の内容及び方法の改善を図るための研修及び研究は、本専攻FD委員会（全教員から構成され、ほぼ毎月1回開催）において実施されてきた。実務家教員によるFDワーキンググループ（本専攻設置初年度の平成17年度ならびに翌18年度においては毎週1回開催、平成19年度からは適宜開催）で検討された事項をFD委員会において提案・討議する体制となっている。<基礎データVI-1>【解釈指針6-1-1-1～2】

また本専攻FD委員会に先立って行われる教員会議（全教員により毎月1回開催）では、アドミッション・ポリシー、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー等や教務委員会に関する事項を扱う他、以下のような研修、研究を組織的かつ継続的に実施している。【解釈指針6-1-1-3】

(1) 九州大学の他専門職大学院との連携（専門職大学院コンソーシアム）の推進《添付資料17》

(2) 学生対象のディベロップメント調査の実施

平成17年度（本専攻設置初年度）より毎年、臨床心理におけるキャリアの成長プロセスをみることにより大学院のカリキュラムの検討を行うことを目的に、大学院入学時、2年進級時、2年修了時にディベロップメント調査を実施している。教育カリキュラムについての満足度、実習についての満足度をみる他、心理検査法および心理療法の理解度と実践度を調査している。《添付資料18》

(3) 教育方法や教育上配慮すべき点に関するセミナーへの参加

本専攻の教員は、九州大学大学院人間環境学府において開催されるFDセミナーに参加することにより、大学院生に対して必要となる心理的援助、教授法、教育改善方策等についての研修を重ねている。（資料6-1-1-A）

資料6-1-1-A 人間環境学府FDセミナー

年月日	タイトル	参加者数
平成18年 1月25日	大学院生への心理的援助を考える	55
平成19年11月28日	大学における教授法とFD	52
平成20年 7月23日	教員の適正配置について	50
平成21年 3月 5日	修了生の調査を通じた点検評価から教育改善へ	61

(4) 第27回日本心理臨床学会における自主シンポジウムの開催

「専門職大学院における臨床心理士養成プロセスのあり方を考えるー現場実習体験を中心にー」として、教員、本専攻修士、学外実習先担当者によるシンポジウムを開催し、意見交換を行い臨床心理士養成における重要な教育のひとつである学外実習のあり方について検証した。

(5) 臨床心理実習における評価の方法に関する共同研究の実施

平成20年度より文部科学省委託事業「専門職大学院等における高度専門職業人養成教育推進プログラム」において鹿児島大学大学院臨床心理学研究科との共同プログラムとして「臨床心理実習における客観的評価方法の構築」に取り組んでいる。専門職大学院教育において重視している臨床心理実習における評価方法の策定を行うことにより学生への適切な教育方法の構築を進めている。

基準6-1-2

実務家教員における教育上の経験の確保、及び研究者教員における実務上の知見の確保に努めていること（レベル2）。

<基準6-1-2に係る状況>

本専攻では、実務家教員における教育上の経験を確保するための方策として、また、研究者教員における実務上の知見を確保するための方策として、①双方の教員が同席して行う複数教員による共同授業の機会を毎週設けているほか、②実践臨床心理学専攻学生による事例研究論文中間発表会および論文提出後の発表会にとどまらず、人間共生システム専攻臨床心理学指導・研究コース博士後期課程3年次学生の特選題目論文（単位取得満期退学希望学生が作成する論文をいう）中間発表会および論文提出後の発表会にも全教員が出席し、臨床心理指導・研究コース担当教員とともに討論に参加する機会を設けている。③また、本専攻が中心となって設立されたNPO法人「九州大学こころとそだちの相談室」には、実務家教員と研究者教員の双方がいずれも理事として参画している。（資料6-1-2-A）

① 双方の教員が同席して行う複数教員による共同授業

双方の教員による共同授業は、インターク面接の検討や事例の面接経過の検討を行う内容のものであり、研究者教員にとっては実務上の知見を確保する機会となっている。一方、実務家教員にとっても、研究者教員と同席して臨床事例を研究論文へとまとめていくための視点や手法を討議することにより教育上の経験を確保する機会となっている。

② 臨床心理学指導・研究コース担当教員とともに討論に参加する機会

事例研究論文、特選題目論文の中間発表会および提出後の発表会における討論においては、臨床心理学としての学術研究的な観点と、心理的援助としての実務的な観点の双方向からの質疑が行われている。このため、実務家教員にとって研究教育上の経験を確保する重要な機会であり、また研究者教員にとっては実務上の知見を得る機会となっている。（資

料6-1-2-B、C)《添付資料13》

③ NPO法人「九州大学こころとそだちの相談室」

NPO法人「九州大学こころとそだちの相談室」には実務家教員と研究者教員の双方が参画しており、連携を行いながら臨床心理サービス事業、研修事業、研究事業に携わっている。このことにより、相互の研修につき、密接な連絡ならびに連携関係が確保されている。(資料6-1-2-A)

以上の方法により、実務家として十分な経験を有する教員であって教育上の経験に不足すると認められる者、あるいは、大学の学部・大学院において十分な教育経験を有する教員であって実務上の知見に不足すると認められる者について、それぞれの知見を補完する機会を得ることが、制度上確保されている。【解釈指針6-1-2-1】

資料6-1-2-A NPO法人九州大学こころとそだちの相談室事業内容

臨床心理サービス事業

九州大学こころとそだちの相談室『こだち』において、個人面接やグループ活動による臨床心理サービスの提供を行います。また、様々なテーマの講演会・研修会を開催します。日常生活における幅広い範囲で、地域の皆さまのこころとそだちのお役に立ちたいと考えております。

フリースペース事業（ここりーと）

話したり、遊んだり、勉強したり…。10～18歳までの方に、自由に過ごせる空間と時間を提供します。

臨床心理学に関する研修事業

こころの専門家の資質の維持、及び向上の一環として、講演会・研修会を開催します。また、スーパーバイザーによる助言・指導を行うなど、臨床心理学に関する研修を行います。

臨床心理学の研究事業

臨床心理士の研修システムに関して、また臨床心理学に関わる様々な研究を行います。それに伴い、関係機関との連携、契約に基づく協働システムの構築を検討していきます。

資料6-1-2-B 事例研究論文発表会日程

	中間発表会	提出後の発表会
平成18年度	平成18年9月26・27日	平成19年2月13・14日
平成19年度	平成19年9月10・11日	平成20年2月12・13日
平成20年度	平成20年9月8・9日	平成21年2月9・10日

資料6-1-2-C 特選題目論文発表会日程

	中間発表会	提出後の発表会
平成17年度	平成17年6月29日	平成18年2月15日
平成18年度	—	平成19年2月21日
平成19年度	平成19年7月4日	平成20年2月5日
平成20年度	平成20年7月2日	平成21年2月3日

第6章 教育内容及び方法の改善措置

基準6-1-3

教育の内容及び方法の改善を図るために学生による授業評価を行い、それを有効に活用すること（レベル1）。

<基準6-1-3に係る状況>

学生による授業評価アンケートを学期毎に実施しており、評価結果を教員全員参加のFD委員会において報告し、前述したディベロップメント調査の結果と重ね合わせて検討を行うことにより、実習や講義等の授業の進め方、実習内容や教材内容の質・量、学生の学修到達度について意見交換を行っている。それにより、共通する課題については組織的に改善に取り組み、個別的な課題については担当者毎に改善方策を明らかにすることとしている。（資料6-1-3-A～B）<基礎データVI-2>【解釈指針6-1-3-1】

資料6-1-3-A 授業評価アンケートの結果（平成20年度後期・7科目への評価の平均）

授業の理解度（5件法・ポイント平均）		4.14
授業の難易度（5件法・ポイント平均）		3.38
準備やレビュー等（5件法・ポイント平均）		2.77
授業の満足度（5件法・ポイント平均）		4.64
授業を受けて良かった点（上位3項目）	①専門領域の知識	97.3%
	②将来の職業に有益	90.5%
	③専攻する学問への理解	78.4%
改善してもらいたい点（上位3項目）	①成績評価基準を明確に	5.4%
	②最新の研究成果を反映	4.1%
	③シラバスの内容を充実	4.1%

資料6-1-3-B 改善点の具体例

組織的改善
○「臨床心理事例研究演習Ⅰ・Ⅱ」及び「総合的事例研究演習Ⅰ・Ⅱ」は、事例研究論文作成のための授業であるので、1, 2年次生の合同授業であるため多人数となることより2つのグループに分けて、複数（2名）教員による指導が行われるようにした。
○「臨床心理面接学実習Ⅰ」「臨床心理査定学実習Ⅱ」は、学内外の実習の事例検討を行うカンファレンスの授業であり、毎回事例のテーマにより学生が選択できるよう、また、小グループでの検討ができるよう4名の教員による同時授業を行うようにした。
○ 学内実習施設（子ども発達相談部門）カンファレンスの授業では、事例検討の全てについてビデオ映像を用いて行うようにした。

個別的改善
<ul style="list-style-type: none"> ○ ロールプレイを取り入れるなど実践的な授業を取り入れ、12～14人位の小グループに分けて、博士課程の学生をTAとして授業を行う。 ○ 理論及び知識の学習と実践的方法の学習とのバランスを取るため、学生のレポートを主題する授業と実践方法の演習とを隔週に行う。

第6章 教育内容及び方法の改善措置 <優れた点及び改善を要する点等>

<優れた点>

1. 実務家教員と研究者教員の双方が同席する共同授業を毎週実施しており、教育内容及び方法を相互に検証し意見交換を行う機会が日常的に設けられている。

<特色ある取り組み>

1. 本専攻では、設置初年度より、大学院入学時、2年進級時、2年修了時にディベロップメント調査を実施して、学生の臨床心理におけるキャリアの成長プロセスを継続的に把握しており、その結果を本専攻FDにおいて検討することにより、教育カリキュラムに反映させている。
2. 日本心理臨床学会における自主シンポジウム「専門職大学院における臨床心理士養成プロセスのあり方を考えるー現場実習体験を中心にー」の開催をはじめ、鹿児島大学大学院臨床心理学研究科との共同プログラムにおいて、臨床心理士養成における効果的な実践教育を行うための、客観性・公平性の高い実習評価の方法を構築することを目的とした研究を行っている。

第7章 入学者選抜等【項目7-1 入学者受入】

基準7-1-1

公平性、開放性、多様性の確保を前提としつつ、教育の理念及び目的に照らして、アドミッション・ポリシー（入学者受入方針）を設定し、公表していること（レベル1）。

＜基準7-1-1に係る状況＞

入学者選抜については、公平性、開放性、多様性の確保を前提としつつ、第1章で示した教育の理念及び目的に照らして、以下に示すようなアドミッション・ポリシーを設定している。

(1) 期待する資質

- ① 臨床心理分野の高度専門職業人をめざす明確な動機と意欲があること
- ② 人間に対する深い関心と理解力を持っていること
- ③ 柔軟で安定した対人関係能力を持っていること
- ④ 人間環境に対する幅広い興味と洞察力を持っていること
- ⑤ 社会人としての常識と対人援助を行う専門家としての倫理意識を有すること

(2) 対象

心理系学部卒業生に限定せず、一定の臨床心理学的実務経験を持つ社会人や、一定の心理学的素養を持つ他学部の卒業生も受け入れる。また、アジアをはじめ広く各国からの留学生を積極的に受け入れる。

社会人受け入れのための具体的方策として、3年以上の臨床心理及びその近接領域の実務経験をもつ社会人に対し社会人特別入学試験を行う。

入学者の適性及び能力等の評価、その他の入学者受け入れに関わる業務を行うに際しては、学府教務委員会の入学試験担当主幹教員が中心となり、教員スタッフ全員が関わり、入学者受け入れに関する情報を共有し、実践臨床心理学専攻全体として責任を持って行っている。

また、事務職員に関しても、学生第二係および専門職大学院係スタッフが、教員と緊密な連絡をとりながら、入学者受け入れに関する事務手続きを組織的・計画的に行っている。なお、入学者の決定は、教授会において教員全員の承諾を得て行っており、入学者受け入れにかかる業務について責任ある体制が構築されている。【解釈指針7-1-1-1】

本専攻の教育理念及び教育目的、設置の趣旨、アドミッション・ポリシー、入学者選抜の方法等については、九州大学専門職大学院人間環境学府実践臨床心理学専攻ホームページ及び大学院パンフレット等に記載し公表している。

<http://www.edu.kyushu-u.ac.jp/html/CCPHD/Practice/Index.html> <基礎データVII-1> 【解釈指針7-1-1-2】

基準7-1-2

入学者選抜がアドミッション・ポリシーに基づいて行われていること（レベル1）。

<基準7-1-2に係る状況>

本専攻のアドミッション・ポリシーは、基準7-1-1に示したように、本専攻の教育理念・目的に共感する、①臨床心理分野の高度専門職業人を目ざす明確な動機と意欲がある、②人間に対する深い関心と理解力を持っている、③柔軟で安定した対人関係能力を持つ、④人間環境に対する幅広い興味と洞察力を持っている、⑤社会人としての常識と対人援助を行う専門家としての倫理意識を有する学生を、公平性、開放性、多様性を重視する観点に立って選抜するというものであり、心理系学部卒業生に限定せず、一定の臨床心理学的実務経験を持つ社会人や、一定の心理学的素養を持つ他学部の卒業生も受け入れる。また、アジアをはじめ広く各国からの留学生を積極的に受け入れるというものである。

上記アドミッション・ポリシーに関しては、ホームページ等により対外的に公表することにより、心理学を履修する課程以外の課程を履修した者（他学部出身者）または実務等の経験を有する者（社会人）の受験を広く募っている。

社会人特別選抜出願資格は、募集要項に示すとおり、大学等卒業後3年以上の心理臨床に携わる社会人（在職可）、もしくは、医療・保健、教育、司法・矯正、看護の専門的業務に3年以上従事した経験を有する者とし、心理臨床の多様な領域から受け入れている。<基礎データⅦ-1>

入学者選抜は、一般選抜試験、社会人特別選抜試験及び外国人留学生特別選抜試験によって行う。いずれの場合も、選抜の方法としては、筆記試験（外国語及び専門科目）と口述試験によって行い、特に口述試験においては、アドミッション・ポリシーに掲げる「期待する資質」や心理学的素養について諮問を行う。（資料7-1-4-A）

基準7-1-3

入学資格を有するすべての志願者に対して、アドミッション・ポリシーに照らして、入学者選抜を受ける公正な機会が等しく確保されていること（レベル1）。

<基準7-1-3に係る状況>

入学者選抜にあたっては、アドミッション・ポリシーに基づき実施しており、学生募集要項もホームページ等により対外的に公表することにより、入学者選抜を受ける公平な機会が等しく確保されている。

入学者選抜においては、公正な選抜が行なわれており、本学の主として臨床心理を履修する課程に在学、または卒業した者（以下、自校出身者という）に対して、何らの優遇枠は存在せず、事実上の優遇も行われていない。

なお、入学者に占める自校出身者の割合は、（資料7-1-3-A）に示すとおりであり、5年間平均で55.3%、21年度については37.9%である。【解釈指針7-1-3-1】

資料7-1-3-A 入学者に占める自校出身者の割合

	平成17年度		平成18年度		平成19年度		平成20年度		平成21年度	
入学者総数	32	100.0%	29	100.0%	30	100.0%	30	100.0%	29	100.0%
九州大学出身者	16	50.0%	21	72.4%	20	66.7%	15	50.0%	11	37.9%
他大学出身者	16	50.0%	8	27.6%	10	33.3%	15	50.0%	18	62.1%

基準7-1-4

入学者選抜に当たっては、評価対象大学院において教育を受けるために必要な入学者の適性及び能力等が適確かつ客観的に評価されていること（レベル1）。

<基準7-1-4に係る状況>

入学者選抜は、一般選抜試験、社会人特別選抜試験及び外国人留学生特別選抜試験によって行う。いずれの場合も、選抜の方法としては、(資料7-1-4-A) および<基礎データVII-3>に示すとおり筆記試験と口述試験によって行い、合格基準は、外国語：専門科目：口述試験の割合を3：6：3とし、いずれかの科目の評価点が6割未満のものは不合格であり、かつ総合評価点が7割以上を合格とするなど、的確かつ客観的に評価する基準を設けている。

また、口述試験においては、特に臨床心理士として求められる人間関係能力の素養の適否について評価するため、3人以上の教員の合同面接としている。【解釈指針7-1-4-1～2】

資料7-1-4-A 入学試験科目

(1) 筆記試験

① 一般選抜、社会人特別選抜

外国語及び専門科目について行い、専門科目では次の6つのカテゴリーについて出題し、志願者の心理学的素養、思考力、分析力、表現力等を確認する。

- ア 心理学：知覚、学習、思考等
- イ 臨床心理学：心理査定、心理面接、地域援助等
- ウ カウンセリング心理学：基本的態度、技法、プロセス等
- エ 障害児心理学：障害の原因・症状・支援等
- オ 人格心理学：人格と性格、人格理論、人格形成等

② 外国人留学生特別選抜

外国語についてはTOEICまたはTOEFLの得点、専門科目については、心理学、臨床心理学の基礎的カテゴリーについて出題し、志願者の心理学的素養、思考力、分析力、表現力を確認する。

(2) 口述試験

筆記試験による第1次選抜を行ったのち、個別に、アドミッション・ポリシーに掲げる「期待する資質」や心理学的素養について、諮問を行う。口述試験は、一般入試においては、3人の教員による合同面接により、社会人特別選抜及び外国人留学生特別選抜においては、全教員の合同面接により、特に臨床心理士として求められる人間関係能力の素養の適否について評価している。

基準 7-1-5

入学者選抜に当たって、多様な経験を有する者を入学させるように努めていること（レベル2）。

<基準 7-1-5に係る状況>

入学選抜に当たっては、心理系学部卒業生に限定せず、一定の臨床心理学的実務経験を持つ社会人や、一定の心理学的素養を持つ他学部の卒業生も受け入れる。また、アジアをはじめ広く各国からの留学生を積極的に受け入れるという本専攻のアドミッション・ポリシーに基づき、多様な経験を有するものを入学させるよう努めている。

社会人等には、全教員の合同面接により、心理学及びその近接領域（医療・看護、福祉、教育）の実務経験、社会経験等の試問も行い、志願者の心理学的素養を多様に適切に評価できるよう努めている。

過去5年間の全入学者における社会人、留学生及び他学部出身者の割合は、（資料7-1-5-A）のとおりである。【解釈指針7-1-5-1】

資料7-1-5-A 社会人入学者数および他学部出身者数

	平成17年度		平成18年度		平成19年度		平成20年度		平成21年度	
入学者総数	32	100.0%	29	100.0%	30	100.0%	30	100.0%	29	100.0%
社会人	*6	18.8%	**5	17.2%	6	20.0%	**3	10.0%	6	20.7%
留学生	2	6.3%	1	3.4%	0	0.0%	1	3.3%	0	0.0%
他学部出身者	9	28.1%	4	13.8%	5	16.7%	5	16.7%	10	34.5%

*内2人は留学生でもある **内1人は留学生でもある

第7章 入学者選抜等【項目7-2 収容定員と在籍者数】**基準 7-2-1**

在籍者数については、収容定員を上回る状態が恒常的なものとならないようにすること（レベル1）。

<基準 7-2-1に係る状況>

本専攻の1学年の入学定員は30名であり、収容定員は60名である。

各年度の在籍者数は、（資料7-2-1-A）に示すとおりである。

定員については、志願者数が平成19年度93名、平成20年度80名、平成21年度76名と多い中で厳密な定員管理を行っており、在籍者数は、100%前後で推移している。

平成21年5月1日現在、本専攻には59名の実践臨床心理学専攻院生が在籍しており、在籍者数が恒常的に上回る状態はない。

また、過去3年間の在籍者数も、収容定員が110%を越えて在籍したことはなく、収容

定員に比べて適正な在籍者数となっている。【解釈指針7-2-1-1~2】

資料7-2-1-A 学生定員と在籍者数 (平成21年5月1日現在)

平成19年度			平成20年度			平成21年度		
定員	在籍者	在籍率	定員	在籍者	在籍率	定員	在籍者	在籍率
60	61	101.7%	60	61	101.7%	60	59	98.3%

基準7-2-2

入学者受入において、所定の入学定員と乖離しないように努めていること(レベル2)。

<基準7-2-2に係る状況>

本専攻の1学年の入学定員は30名であり、収容定員は60名である。

各年度の入学者数は、(資料7-2-2-A)に示すとおりである。

平成21年度入学者は、29名であり、所定の入学定員の96.7%となっている。

定員については、厳密な定員管理を行っており、入学者数は、過去3年間100%前後で推移しており、定員に比べて適正な入学者数となっている。【解釈指針7-2-2-1】

資料7-2-2-A 入学者数

平成19年度			平成20年度			平成21年度		
定員	入学者	在籍率	定員	入学者	在籍率	定員	入学者	在籍率
30	30	100.0%	30	30	100.0%	30	29	96.7%

第7章 入学者選抜等 <優れた点及び改善を要する点等>

<優れた点>

1. 入学者選抜に当たり、多様な経験を有する者を入学させるよう、アドミッション・ポリシーにも明確化し、試験においても口述試験において全教員が合同で実施することにより、社会人等の多様な実務経験及び社会経験等を適切に評価できるよう努めている。
2. 定員については、志願者数が多い中で厳密な定員管理を行っている。在籍者数は、開設以来100%前後で推移しており、収容定員に比べて適正な在籍者数となっている。

<改善を要する点>

1. 本専攻は、「様々な臨床心理現場との連携を深めつつ、種々の臨床心理現場に即応できる臨床心理分野の高度専門職業人の養成」を目的としている。高度専門職業人としての臨床心理士に求められる基本的素養である「対人関係能力」の素養を入学者選抜において見極めることは、重要な課題である。本専攻においては、現在、明らかに不的確という事態は生じていないが、今後さらに口述試験のあり方などを検討していく必要があると考える。

第8章 教員組織【項目8-1 教員の資格と評価】

基準8-1-1

研究科及び専攻の種類及び規模に応じ、教育上必要な教員が置かれていること（レベル1）。

<基準8-1-1に係る状況>

<基礎データⅡ-2>及び<基礎データⅧ-1>のとおり、本専攻において開設された授業科目に必要十分な教員が配置されており、専任教員8名中、教授が5名であり、全教員の1/2以上となっている。【解釈指針8-1-1-1】

また、開設科目49科目中、必修科目19科目すべて、及び選択科目30科目中24科目が臨床心理関連科目であるが、そのすべてを臨床心理士有資格教員が担当している。【解釈指針8-1-1-2】

基準8-1-2

基準8-1-1に規定する教員のうち、次の各号のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力及び社会的・職業的倫理意識があると認められる者が、専任教員として置かれていること（レベル1）。

- (1) 専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する者
- (2) 専攻分野について、高度の技術・技能を有する者
- (3) 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者

<基準8-1-2に係る状況>

専任教員は、<基礎データⅧ-6、Ⅷ-10>にあるように、専攻分野について教育・研究上の優れた業績を有している。また、専任教員のうち7名が臨床心理士有資格者であり、豊かな臨床経験があり、心理療法、心理査定などの高い技術、技能を有している。

専任教員は、専攻分野における学術論文、著書などの業績及び臨床経験と教育歴が豊かであり、特に優れた知識及び経験を有している。

これら教員の教育活動、研究活動、学外における公的活動や社会貢献活動については、大学ホームページ (<http://hyoka.ofc.kyushu-u.ac.jp/search/index.html>) において公表されている。【解釈指針8-1-2-1～2】

本専攻専任教員8人の内、教育学部担当教員は3人であり、博士後期課程担当は5人である。【解釈指針8-1-2-3～4】

また、実務家教員の採用に当たっては、医療、教育、福祉領域における経験豊富な教員を採用している。【解釈指針8-1-2-5】

第8章 教員組織【項目8-2 専任教員の担当授業科目の比率】

基準8-2-1

教育上主要と認められる授業科目（必修科目、選択必修科目）については、原則として、専任教授又は准教授が配置されていること（レベル1）。

＜基準8-2-1に係る状況＞

（資料8-2-1-A）に示すとおり、必修科目19科目中、17科目は専任教授、准教授が配置されており、専任配置率は89.5%となっており、おおむね90%となっている。【解釈指針8-2-1-1】

資料8-2-1-A 必修科目専任等比率 平成20年度

専任数	兼担数	非常勤数	計
17	2	0	19
専任比率	兼担比率	非常勤比率	計
89.5%	10.5%	0.0%	100.0%

*うち4科目は、専任教員2名で担当

第8章 教員組織【項目8-3 教員の教育研究環境】

基準8-3-1

教員の授業負担は、年度ごとに、適正な範囲内にとどめられるように努めていること（レベル2）。

＜基準8-3-1に係る状況＞

各教員の大学院担当単位数は、（資料8-3-1-A）のとおりである。今年度専任教員の異動があったこともあり、学部担当数を加えると30.5単位となっている教員が1名いるが、他教員についてはすべて20単位以下となっている。【解釈指針8-3-1-1】

資料8-3-1-A 専任教員の担当単位数 平成21年5月1日現在

氏名	職名	研究・実務	学部単位	大学院単位
A	教授	研究教員	6	24.5
B	教授	研究教員	8.65	12
C	准教授	研究教員	6.17	12
D	教授	実務家教員	0	10.5
E	教授	実務家教員	0	9
F	教授	実務家教員	4	16.5
G	准教授	実務家教員	2	16.5
H	准教授	実務家教員	0	11

基準 8-3-2

専任教員には、教育上及び研究上の職務を遂行するのに欠かせない心理臨床活動の時間が確保され、それが業績として評価されていること（レベル1）。

<基準 8-3-2に係る状況>

本専攻の臨床心理士有資格者の教員は、(資料8-3-2-A)に示すように、学生の教育以外にさまざまな現場で臨床実践を行っている。

また、本学が独自に行っている「九州大学教員業績評価」の実施要領では、「実践臨床心理学専攻の教員の場合、病院臨床・被害者支援や心の緊急支援などの地域支援活動も業績として含む」としており、教員活動実績の一つである「社会連携に関する業績評価の評価項目」として評価されている。<基礎データIX-4>

資料 8-3-2-A 専任教員の心理臨床活動状況

教員	心理臨床活動	時間
A教授	福岡大学附属大濠中学高校スクール・カウンセラー	月 6 時間
	福岡女子大学学生相談カウンセラー	月 8 時間
	牧心療クリニック	月 8 時間
B教授	総合臨床心理センター	月 22 時間
	社会福祉法人「やすらぎ荘」	月 10 時間
	久山町福祉センター	月 6 時間
D教授 (実務家教員)	本間病院	月 5 時間
	総合臨床心理センター	月 6 時間
	福岡女学院大学委託相談員	月 4 時間
E教授 (実務家教員)	NPO 法人 SOS 子どもの村福岡	月 6 時間
	自立援助ホーム	月 2 時間
	NPO 法人ふくおか子ども虐待防止センター	月 4 時間
	総合臨床心理センター	月 4 時間
F教授 (実務家教員)	九州大学学生生活・修学相談室	週 28 時間
	九州大学こころとそだちの相談室	月 2 時間
G准教授 (実務家教員)	九州大学学生生活・修学相談室	週 28 時間
	福岡市精神保健審査会	月 2 時間
H准教授 (実務家教員)	NPO 法人九州大学こころとそだちの相談室	週 1 時間
	小学校	月 2 時間

基準 8-3-3

専任教員には、その教育上、研究上及び管理上の業績に応じて、数年ごとに相当の研究専念期間が与えられるように努めていること（レベル2）。

<基準 8-3-3に係る状況>

本学では、平成16年度からサバティカル制度が設けられ、本学の教員として7年を超える者は、教育研究の向上と飛躍を図るため、教育、大学運営等の通常業務を一定期間免除し、自主的調査研究を行うことができる。なお、本専攻の実績としては、教授1名が平成20年度の1年間この制度で、研究に専念した。

基準 8-3-4

専任教員の教育上及び研究上の職務を補助するため、必要な資質及び能力を有する職員が適切に置かれていること（レベル1）。

<基準 8-3-4に係る状況>

本専攻の学内実習施設である総合臨床心理センター心理相談部門および発達相談部門に、臨床心理士の資格を有し、専任教員の教育および研究上の職務の補助ができる非常勤研究員及び研究推進員をそれぞれ週5日勤務の主任（臨床心理士有資格者）として採用し、専任教員の教育上及び研究上の職務の補助にあたっている。【解釈指針8-3-4-1】

第8章 教員組織 <優れた点及び改善を要する点等>

<優れた点>

1. 専任教員のうち7名が臨床心理士の有資格者であり、しかも障害児を含む発達臨床と心理相談の両方について研究と実践の経験を持つ教員がバランスよく配置されている。

<改善を要する点>

1. 今年度、専任教員の異動があったこともあり、特定の教員の担当数が多い状況になっている。今後、特定の教員に負担がかからないよう配慮が必要である。なお、専任教員異動後の補充については、現在人事選考委員会を立ち上げており今年度中に補充の予定である。

第9章 管理運営等【項目9-1 管理運営の独自性】

基準9-1-1

教育活動等を適切に実施するためにふさわしい独自の運営体制を有していること（レベル1）。

＜基準9-1-1に係る状況＞

本専攻の運営に関する重要事項を審議する公式の会議は、九州大学大学院人間環境学府教授会である。この会議において、教育課程、教育方法、成績評価、修了認定、入学者選抜などの学務に関する重要事項が審議される。《添付資料14》

また、教員の人事の他、大学院の運営に関する重要事項は九州大学大学院人間環境学研究院教授会において審議される。《添付資料15》【解釈指針9-1-1-1～2】

基準9-1-2

管理運営を行うために適切な事務体制が整備され、職員が配置されていること（レベル1）。

＜基準9-1-2に係る状況＞

管理運営を行うための事務体制は、貝塚地区事務部組織表＜基礎データIX-1＞に示すように総務課、財務課、教務課、図書室に分かれ、人間環境学府に係る教員の庶務は総務課庶務第二係、財務会計は財務課経理第一係、学務は教務課学生第二係及び専門職大学院係が担当し、各担当職員が配置されている。また、各事務分掌は、規程により明確に定められている。＜基礎データIX-2＞【解釈指針9-1-2-1】

基準9-1-3

教育活動等を適切に実施するためにふさわしい十分な財政的基礎を有していること（レベル1）。

＜基準9-1-3に係る状況＞

財政的基礎は、文部科学省からの運営費交付金によって「教育研究基盤校費」として、配分される。教員に対しては「研究経費」として各教員に配分されている。学生への教育活動を実施するための経費は、教員の研究経費とは別に、「教育経費・学生支援経費」及び「留学生経費」として配分される。

学内教育実習施設の総合臨床心理センターには「附属施設等経費」が配分され、学生の実習教育の教育補助等も行う「センター主任」でもある「非常勤研究員」「研究支援推進員」にかかる人件費については、非常勤職員人件費として配分されている。＜基礎データIX-3＞

また、研究院長裁量経費により、学生の学外実習経費の一部が補助されるなど部局の財

政的な補助がある。

なお、総合臨床心理センターにおいて生じる収入は、一部が教育活動等の維持や向上を図るために使用することができる。【解釈指針9-1-3-1～2】

第9章 管理運営等【項目9-2 自己点検評価】

基準9-2-1

教育水準の維持向上を図り、専門職大学院の目的及び社会的使命を達成するため、教育活動等の状況について、自ら自己点検評価を行い、その結果を公表していること（レベル1）。

<基準9-2-1に係る状況>

九州大学では、中期計画に基づく各年度の年度計画の実施状況についての自己点検・評価を、学校教育法第109条第1項の自己点検・評価と位置づけ、教育・研究の状況についても外形的・客観的な状況の把握にとどまらず、取り組みの実施状況、成果が確認できる資料を確認しつつ、実質的な点検・評価を行っている。<基礎データIX-4>

本専攻を含む人間環境学府においても、学府独自の中期目標・中期計画に基づいた年度計画を立て、その実施状況について毎年度自己点検・評価を行い、その結果は次年度の年度計画に反映させるとともに、全学の年度計画の自己点検・評価にも反映されている。

また、本学が平成19年度に機関別認証評価を受審した際、平成18年度に本専攻において、機関別認証評価の大学評価基準に沿った自己点検・評価を実施した。さらに、平成19年度には、国立大学法人評価における中期目標期間評価に際し、本専攻の教育研究の水準及び質の向上度について自己評価を行った。<基礎データIX-4>

これらの評価は、いずれも本専攻の目的に照らして行ったものであり、この結果は、本学ホームページ (<http://hyoka.ofc.kyushu-u.ac.jp/hyoka-home/tyuki/genkyou.html>) で公表している。

また、本学では、教員業績評価の実施に係る大学全体の基本的枠組みを総長裁定として定め、平成20年度から、全部局において全教員を対象とした評価を開始している。本専攻を含む人間環境学研究院では、基本的枠組みである総長裁定に即し、部局の特性に配慮した独自の評価実施方法や評価基準等を定め実施している。

基準9-2-2

自己点検評価を行うに当たっては、その趣旨に即し適切な項目を設定するとともに、責任ある実施体制が整えられていること（レベル1）。

<基準9-2-2に係る状況>

本専攻を含む人間環境学府及び人間環境学研究院では、それぞれの理念・目標に基づく独自の中期目標・中期計画及び年度計画を立てている。計画立案に際しては、全学の計画

に準じ、企画委員会をはじめとした各種委員会を実施主体として、教育・研究の成果や内容、及び実施体制等をはじめ管理運営に至るまでの項目について設定している。

毎年度行う年度計画の達成状況に係る点検・評価では、これらの計画について、①実施体制及び活動状況、②取り組みの結果の観点から分析し、達成状況を自己評定している。

人間環境学府では、副学府長を委員長、各専攻長等を委員とする評価委員会を設置しており、教育研究並びに組織運営に関する評価や、中期目標の達成度に係る評価等、評価に係る重要事項について審議を行い、企画・立案等を行っている。〈基礎データⅨ-4〉【解釈指針9-2-2-1】

人間環境学研究院評価委員会において、教員業績評価における評価分野として、「教育」、「研究」、「国際交流」、「社会連携」、「管理運営」の各項目を定め、各教員はそれぞれの項目に係る自身の活動目標を設定し、自己点検・評価を行うこととしている。

また、目標設定時において、教育・研究等の各々の活動に対する注力の割合を申告することや、必要に応じ部局長が面談を実施する等、本研究院の特性に配慮した実施方針を定めている。なお、本方針では、研究院長、副研究院長及び部門長が3年毎に評価を行うこととしている。

基準9-2-3

自己点検評価の結果を教育活動等の改善に活用するために、適切な体制が整えられていること（レベル1）。

〈基準9-2-3に係る状況〉

年度計画の実施状況についての自己点検・評価の結果は、人間環境学府評価委員会が取りまとめ、年度計画策定を担当する企画委員会をはじめ教務委員会等に報告している。

評価の結果、明らかとなった課題等については、各種委員会やFD等において改善に向けた取り組みを推進している。また、この自己点検・評価の結果を踏まえて、次年度の年度計画を策定している。取り組み状況は、(資料9-2-3-A)に示すとおりである。【解釈指針9-2-3-1】

資料9-2-3-A 評価結果を教育活動等に反映した主な取り組み事例 教務・評価委員会に関連するもの

教育上の課題を扱う体制	教員会議（教務・評価）
改善に向けた実施体制と取組	①毎月1回開催 ②アドミッション・ポリシー、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーの検討を行うとともに、自己点検・評価の共有を図る。 ③九州大学の他専門職大学院との連携（専門職大学院コンソーシアム）を推進する。
改善の状況	①学生ニーズに対応したカリキュラムと講義内容に改善させてきている。 ②他の専門職大学院との連携によって抱えている課題に関して情報交換でき、将来の教育体制の整備に向けた議論に反映できた。

FDに関連するもの

教育上の課題を扱う体制	全教員によるFD委員会、実務家教員によるFDワーキンググループ
改善に向けた実施体制と取組	①入学時、進級時、修了時に学生のディベロップメント調査を経年で実施し、修学の状況を把握する。また、修了生、就職先機関に対するアンケートを実施し、これらの結果を教員に周知し、自己点検・評価を行い、その結果を教育改善等に生かす。
改善の状況	①学生ニーズに対応したカリキュラムと講義内容に改善させてきている。 ②学生による主体的な新入生への入学オリエンテーションが実施されるようになった。 ③修学時調査を生かした進路ガイダンスにより、学生の適切な進路選択に繋がっている。

基準 9-2-4

自己点検評価の結果について、第三者による検証を行うよう努めていること（レベル2）。

<基準 9-2-4に係る状況>

平成20年度に実施された国立大学法人評価委員会による中期目標期間評価において本専攻は専門職大学院として自己評価書を作成し検証を受けている。<基礎データIX-4>

また、本専攻で平成19年度より取り組んでいる文部科学省委託事業「社会人の学び直しニーズ対応推進教育プログラム」である「対人援助職を対象とした専門性を高めるためのスキルアッププログラム」においては、教育経営学専門職、臨床心理士、精神科医、看護学専門職、教育委員会教育職等の外部委員による評価委員会を設置し、事業内容、プログラム等について第三者検証を行っている。【解釈指針9-2-4-1】《添付資料19》

第9章 管理運営等【項目9-3 情報の公示】

基準 9-3-1

教育活動等の状況について、印刷物の刊行及びウェブサイトへの掲載等、広く社会に周知を図ることができる方法によって、積極的に情報が提供されていること（レベル1）。

<基準 9-3-1に係る状況>

本専攻における教育活動の状況については、設置当初より、①学生便覧<添付資料1 平成20年度九州大学大学院人間環境学府学生便覧>、②ホームページへの掲載(<http://www.human.kyushu-u.ac.jp>)により、積極的に情報を提供している。

基準 9-3-2

教育活動等に関する重要事項を記載した文書を、毎年度、公表していること（レベル1）。

<基準 9-3-2に係る状況>

本専攻における教育活動等に関する重要事項については、(資料 9-3-2-A) に示す事項を平成 20 年度九州大学学生便覧や専門職大学院実践臨床心理学専攻のホームページで公表している。また、平成 20 年度に実施された国立大学法人評価委員会による中期目標期間評価において作成した「実績報告書」により公表している。

(<http://hyoka.ofc.kyushu-u.ac.jp/hyoka-home/tyuki/genkyou.html>) 《添付資料 1 学生便覧》<基礎データIX-4-④>【解釈指針 9-3-2-1】

資料 9-3-2-A 重要事項の内訳

(1) 教育の目的
(2) 教育上の基本組織及び教員組織
(3) 入学者選抜、収容定員および在籍者数
(4) 教育内容および教育方法
(5) 学内および学外実習施設における実習
(6) 奨学金等の学生支援体制
(7) 成績評価及び修了認定
(8) 教育内容及び教育方法の改善措置
(9) 修了生の臨床心理士資格試験の合格状況
(10) 修了生の進路及び活動状況

第9章 管理運営等【項目 9-4 情報の保管】**基準 9-4-1**

認証評価の基礎となる情報について、適宜、調査及び収集を行い、適切な方法で保管されていること（レベル1）。

<基準 9-4-1に係る状況>

基準 9-3-2 において述べた本専攻の教育活動等に関する重要事項を記載した文書及び、基準 9-2-1 に規定する自己点検及び評価に関する文書（自己点検・評価報告書）及びその根拠資料、外部評価報告書等を含む評価の基礎となる情報については、本専攻教員組織による分担の下に、情報の調査及び収集が随時行われており、「年度計画の実績報告書（自己点検・評価報告書）」を毎年度末に作成する際には、当該年度の情報調査・収集作業を行っている。

またこれらの情報は、そのすべてが、①関係係で整理・保管されており、さらにこれらの情報のうち、入学者選抜、学生数、卒業・修了、進路の状況などの教育に関連する情報は、②本学の「大学評価情報室」においても整理されている。

保管している情報の種類及び保管方法は、(資料9-4-1-A)のとおりである。【解釈指針9-4-1-1~2】

資料9-4-1-A 保管している情報の種類及び保管方法

①関係係保管状況

種類	保管方法	保管期間
学生募集要項等	専門職大学院係で整理・保管	5年
シラバス、時間割等	専門職大学院係で整理・保管	5年
大学院入学試験問題	学生第二係で金庫内厳重管理	5年
成績	専門職大学院係で金庫内厳重管理	5年
修了生の進路、活動状況	学生第二係で整理・保管	5年
授業評価アンケート	学生第二係で整理・保管	5年
自己点検・評価等	庶務第二係で整理・保管	5年

②大学評価情報室

九州大学ファクトブック (Q-Fact)

(<http://hyoka.ofc.kyushu-u.ac.jp/hyoka-joho/kanren/index.html>)

項目一覧
教育組織
男女別の志願者数・入学者数
出身大学別の入学者数
男女別在学人数

なお、これらの情報は、学内での調査・確認の必要がある場合、ならびに、第三者評価その他学外からの求めに応じて、速やかに提出できる状態に置かれている。【解釈指針9-4-1-3】

第9章 管理運営等 <優れた点及び改善を要する点等>

<優れた点>

1. 管理運営については、人間環境学府合同運営委員会のもとに、企画委員会、教務委員会、評価委員会、将来構想検討委員会、ハラスメント防止委員会、情報公開・個人情報保護委員会、FD委員会、社会人教育企画室を整備しており、適切な教育活動を実施する運営体制が取られている。
2. 自己点検・評価については、臨床心理学専門職大学院の教育水準の維持向上を図り、その目的達成と社会的な役割を果たすために、自己点検及び評価を行い、その結果を

公表している。とりわけ、修了生を対象とした卒業アンケートを実施し、その結果を公表し、今後の教育内容の精査・検討に役立てるなど、さらなる教育内容の充実に向けた努力を重ねている。

<特色ある取り組み>

1. 本専攻を含む人間環境学府及び人間環境学研究院では、それぞれの理念・目標に基づき独自の中期目標・中期計画及び年度計画を立て、その実施状況について毎年度自己点検・評価を行っている。評価結果は次年度の年度計画に反映させるとともに、全学の年度計画の自己点検・評価にも反映されている。
2. 九州大学では、教員業績評価の実施に係る大学全体の基本的枠組みを総長裁定として定め、平成20年度から、全部局において全教員を対象とした評価を開始している。本専攻を含む人間環境学研究院では、総長裁定に即し、部局の特性に配慮した独自の評価実施方法や評価基準等を定め実施している。

第10章 施設、設備及び図書館等【項目10-1 施設の整備】

基準10-1-1

評価対象大学院には、その規模に応じ、教員による教育及び研究並びに学生の学習その他専門職大学院の運営に必要な種類、規模、質及び数の教室、演習室、実習室、自習室、図書館、教員室、事務室その他の施設が備えられていること。これらの施設は、当面の教育計画に対応するとともに、その後の発展の可能性にも配慮されていること(レベル1)。

＜基準10-1-1に係る状況＞

本専攻では、平成17年度の設置当初より、本専攻の教育に必要な施設として、総合臨床心理センター棟及び教育心理棟を備えていたが、その後の完成年度に至るまでの学生数の増加、授業や実習の多様化に対応し、臨床心理実習棟が新たに整備され平成18年度より使用を開始するなど、本専攻の運営に必要な施設の整備に努めている。

(1) 教室、演習室及び実習室

本専攻では、講義については総合臨床心理センター棟の集団訓練室及び共同利用室、教育心理棟のプレイルームを教室に使用している。この3室はいずれも実習室としての使用との併用である。本専攻で行われる講義は臨床心理の実習的内容を含めて行われるものが多いため、固定座席の教室ではなく、可動座席を使用して実習室との併用を行っている。

固定座席の教室が望ましい場合は、文系講義棟の講義室を使用している。また、少人数で行われる演習には、総合臨床心理センター棟の和室を演習室として使用している。

臨床心理の実習のための施設としては、23室の実習室が配置されている。総合臨床心理センター棟及び臨床心理実習棟では、主に総合臨床心理センターの子ども発達相談部門及び生涯発達相談部門の実習、教育心理棟では心理教育相談部門の実習が行われている。

＜基礎データX-1＞【解釈指針10-1-1-1】

(2) 教員室・面談スペース

本専攻の常勤専任教員の教員室は、総合臨床心理センター棟、教育心理棟、文・教育・人環研究棟に各自1室備えられている。学内の他地区に教員室を有する実務家教員2名および非常勤教員には、共同で利用する教員室を配置している。

授業の準備(教材の作成、資料の印刷等)については、総合臨床心理センター1階に事務室が設けられ、器材が準備されている。非常勤教員については、センター事務室の常勤職員1名が資料の印刷等を行っている。【解釈指針10-1-1-2】

教員が学生と面談する場合は、教員研究室を使用するほか、その時間に使用されていない実習室(面接室等)を利用することが可能である。また、学内他地区に教員室を有する実務家教員と非常勤教員が共同で利用する教員室を用いることもできるため、教員が学生と面談できるスペースは十分確保されている。【解釈指針10-1-1-3】

(3) 事務室

総合臨床心理センター1階事務室(28㎡)には、事務職員1名が常駐しており、講義用教材や配布物の管理など教務の運営のための一切の実務、学生に対する事務連絡、センターの管理事務を担当している。また、法学部棟に設置された専門職大学院系には一般職員3名が常駐している。同系では、入学者選抜の管理事務、本専攻の管理運営に関する事務、対外的な質問・問い合わせ等の窓口などの役割を担っている。

以上のように、すべての事務職員が十分かつ適切に職務を行うことができるだけのスペースが確保されている。【解釈指針10-1-1-4】

(4) 自習室・図書室

本専攻では、学生の自学自修を可能にするため、臨床心理実習棟、教育心理棟、文・教育・人環研究棟内に学生の自習室7室(各23㎡~26㎡)を設けている。自習室は24時間利用可能であり、相互管理によりセキュリティーの対策も行っている。また、これ以外に実習用の23室を、学生は必要に応じて使用することができ、学習および学生同士の交流に役立っている。

図書・雑誌等の利用については、文系合同図書室が設けられている。文系合同図書室は、総合臨床心理センターと教育心理棟との中間の位置にあるため、図書資料を有効に活用し学習することが可能である。さらに、利用の利便性を図るため、教育心理棟の事務室に外国語雑誌の近刊が配架されており、学生がそれを学習に役立てる環境が整っている。【解釈指針10-1-1-5】

同図書室は、平日は午前9時から午後10時まで利用可能であり、学生はデータベースを利用することもできる。また閲覧のためのスペースが20席程度設けられている。同図書室は本専攻の専用ではないが、文系合同図書室運営委員会には心理系教員が参画しており、教育及び研究その他の業務に支障なく使用することができる状況にある。このほか、本学附属図書館(中央図書館)も同じキャンパスの遠くない距離のところであり、学生はそこに所蔵された図書や雑誌等を有効に利用できている。【解釈指針10-1-1-6】

第10章 施設、設備及び図書館等【項目10-2 設備及び機器の整備】

基準10-2-1

各施設には、教員による教育及び研究並びに学生の学習その他の業務を効果的に実施するために必要で、かつ、技術の発展に対応した設備及び機器が整備されていること(レベル1)。

<基準10-2-1に係る状況>

本専攻では、設置当初より、各施設において教員による教育及び研究並びに学生の学習その他の業務を効果的に実施するために必要で、かつ、技術の発展に対応した設備及び機器が整備されている。【解釈指針10-2-1-1】

(1) 設備：学内実習施設には、<基礎データⅢ-1>に示すような設備を有している。

- (2) 情報機器：教員による教育及び研究並びに学生の学習のための文書作成用PC、統計処理用PC及び統計ソフトウェア、ネットワーク接続用PC、プリンター、デジタルカメラ、複写機、印刷機、プロジェクター、スクリーン、録音・録画機器等を各施設に有している。また、本専攻内の講義室、演習室、学生自習室、会議室、事務室にLAN回線を配備しており、どの施設からのインターネット利用も可能としている。
- (3) 情報管理用設備・機器：来談者の個人情報を守るための書類保管庫、シュレッダー等を各施設に有している。
- (4) 心理検査・用具：来談者のアセスメント及び支援のために必要な知能検査（WISC、WAIS、田中ビネー等）、発達検査、深層心理検査（ロールシャッハ・テスト、TAT等）、質問紙検査（MMPI、CMI等）、箱庭療法用具等を有している。

第10章 施設、設備及び図書館等【項目10-3 図書館の整備】

基準10-3-1

専門職大学院には、その規模に応じ、教員による教育及び研究並びに学生の学習を支援し、かつ促進するために必要な規模及び内容の図書館が整備されていること（レベル1）。

<基準10-3-1に係る状況>

(1) 文系合同図書室

本学附属図書館、文系合同図書室において、自由に閲覧、貸し出しを可能とし、教育及び研究その他の業務に支障なく使用することができる。その管理には、人間環境学研究院の商議委員が参画している。（資料10-3-1-A）《添付資料20》

【解釈指針10-3-1-1】

資料10-3-1-A 人間環境学研究院図書委員会委員（抜粋）

委員会等名	年	任期	職、人数
附属図書館商議委員会	2	平成20年4月～22年3月	人間環境学研究院教授 2名

(2) 専門的能力を備えた職員の配置及びその資格等

蔵書の購入・分類等の専門的能力が要求される事務については、人間環境学研究院図書委員会の指揮の下、司書の資格を備えた文系合同図書室の専門職員が行っている。（資料10-3-1-B）【解釈指針10-3-1-2～3】

資料10-3-1-B 図書館に関わる職員の配置（平成21年5月現在）

	文系合同図書室
司書の資格を備えた職員	16人

(3) 教員による教育及び研究並びに学生の学修に必要な図書及び資料

九州大学附属図書館、文系合同図書室において、心理学関係図書 30,675 冊、雑誌 628 誌を有している。また、過去4年間に購入した臨床心理学関係の図書は2,430 冊、雑誌は 285 誌であり、教員による教育及び研究並びに学生の学修に必要な図書及び資料を備えている。【解釈指針10-3-1-4】

(4) 図書及び資料の管理、維持

蔵書の購入・分類等の専門的能力が要求される事務については、人間環境学研究院図書委員会の指揮の下、文系合同図書室の専門職員が行うとの分担体制がとられている。【解釈指針10-3-1-5】

(5) 教員による教育及び研究並びに学生の学修を支援するために必要な体制

文系合同図書室の人的体制は上記(2)に述べた通りである。また、教員による教育及び研究並びに学生の学修に必要な図書及び資料については(3)に述べたとおり整備している。図書館の利用については、入学時のオリエンテーションにおいて説明を行っている。【解釈指針10-3-1-6】

(6) 教員による教育及び研究並びに学生の学修に必要で、かつ技術の発展に対応した設備の整備

教員及び学生が文献検索のため、各教員研究室及び学生自習室のPCによりアクセスできるシステムと図書館内にも複数のPCが設置されており、教員及び学生の学習の効果を上げる設備を有している。【解釈指針10-3-1-7】

(7) プライバシー保護の観点から、公開になじまない図書や資料の管理のための設備と体制

関係者のプライバシー保護の観点から、一般利用者への無条件の公開になじまない図書や資料については、厳重に管理されている。特に、修士論文、博士論文は鍵のかかる保管庫に管理されており、貸し出しは原則禁止され、複写を希望する場合は、指導教員のサインを必要とするなどの管理体制を整えている。また、本専攻の事例研究論文については、公開していない。【解釈指針10-3-1-8】

第10章 施設、設備及び図書館等 <優れた点及び改善を要する点等>

<優れた点>

1. 本専攻では、学内施設に備えられた設備として<基礎データⅢ-3>に示したように、学生の修学環境としてPCを備えた自習室、実習施設である学外利用者のための相談施設、訓練施設、管理施設等を十分に整備している。また、施設の整備拡充に当たっては、学生の意見・要望を取り入れつつ、さらなる充実に努めている。
2. 本専攻が管理している講義室、演習室、学生自習室、会議室、事務室にLAN回線を配備しており、どの施設からのインターネット利用も可能としている。